

## ④特別教育研究助成金の管理について（意見）

1. 全部局で特別研究費の予算が余った場合、特段の承認手続も得ずに余った予算を担当教員の裁量により、他の研究に流用しているケースがみられる。しかしながら、研究テーマを特定して、予算配分されているものであるので、余った予算の流用については、担当教員の自由な裁量にまかせず、然るべき承認手続を経て行うように改善すべきである。
2. 特別教育研究助成金の研究テーマごとの予算の執行状況が的確に把握されていない部局（明石キャンパス、高度産業科学技術研究所、神戸学園都市キャンパス）がみられる。特別教育研究助成金は研究テーマを特定し、予算配分されているものであるため、研究テーマごとに費用実績を集計し、予算との整合性を検討できるようにしておくべきである。

個別的には、神戸学園都市キャンパスでは特別教育研究助成金はその担当教員の教員割当研究費と合算で費目（節）ごとに予算管理しており、特別教育研究助成金が区分されていない。

高度産業科学技術研究所、明石キャンパスでは、特別教育研究助成金につき予算と実績との対応管理は的確に実施できていない。
3. 特別教育研究助成金を受けた者は、その研究が完了したときは速やかに特別教育研究助成金研究結果報告書を学長に提出することになっている。この報告書の提出状況を検証したところ、全て揃っていたが、報告日付が記入されていないものが研究関係の報告書3件、海外渡航関係の報告書で2件みられた。日付記入洩れのないよう指導徹底すべきである。また、この研究結果報告書に対する評価手続は実施されていないが、評価を実施することが望まれる。

## (5) 外部資金による研究について

平成18年度では、県立大学における研究費（1,971百万円）のうち66%（1,302百万円）は外部資金を受入れて行なわれている。この外部資金の直近3年間の受入れ実績は次表のとおりであり、全体では平成16年度1,367百万円、平成17年度1,241百万円、平成18年度1,302百万円とほぼ安定しているが、部局別にみると、高度産業科学技術研究所は減少傾向にある一方、地域ケア開発研究所は21世紀COE補助金の受入れが増加（平成16年度は看護学部で103,700千円計上されており、平成17年度127,000千円、平成18年度155,496千円となっている）している。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	6	10,502	8	10,930	12	33,723
経営学部	15	21,800	16	17,600	12	11,900
工学研究科	206	362,211	207	284,297	236	297,358
物質理学研究科	61	136,440	46	142,658	56	179,196
生命理学研究科	49	224,248	63	256,766	46	223,467
環境人間学部	30	45,567	45	63,208	51	54,420
看護学部	20	130,570	24	51,600	24	41,408
応用情報科学研究科	7	12,900	18	36,242	24	47,383
経済経営研究所	3	5,947	1	600	2	3,300
高度産業科学技術研究所	59	394,344	59	233,191	61	222,152
自然・環境科学研究所	15	23,150	16	16,180	14	14,490
地域ケア開発研究所			1	127,000	6	173,366
その他			1	1,000		
計	471	1,367,679	505	1,241,272	544	1,302,163

## (6) 共同研究について

共同研究とは県立大学が民間等外部機関と共同して行う研究で共同研究相手方から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学の教員と共同研究相手方の研究者が対等の立場で共通の課題について共同して行う研究をいい、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づいて行なわれるものである。なお、相手方から受入れる共同研究に要する経費は歳入歳出予算を通して経理することになっている。この直近3年間の部局別の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部		—		—	1	1,500
経営学部		—		—		—
工学研究科	14	21,646	27	49,299	37	45,322
物質理学研究科	1	1,000	1	1,000	2	1,750
生命理学研究科	1	1,500	1	500	2	4,499
環境人間学部		—	1	1,510	1	1,200
看護学部		—		—		—
応用情報科学研究科	1	3,000	3	8,992	7	5,195
経済経営研究所		—		—		—
高度産業科学技術研究所	26	59,986	30	67,131	29	83,462

そ の 他		—	1	1,000		—
計	43	87,132	64	129,432	79	142,928

共同研究の実績は全体としては増加傾向にある。実績の多い部局は工学研究科と高度産業科学技術研究所である。

平成18年度共同研究として、外部資金を受入れたもののうち1件5百万円以上の大口は次のものである。

相手方	共同研究テーマ	受入分野	研究料 (千円)	直接経費 (千円)	合計 (千円)
(高度産業科学技術研究所)					
(財)大阪科学技術センター他3社	次世代量子ビーム利用ナノ加工プロセス技術の開発事業	イオン光学	2,100	11,382	13,482
S社	高集積垂直流体素子システムに関する研究	ナノマイクロシステム	0	8,000	8,000
(財)新産業創造研究機構	SR(放射光)-MEMSによる自動車用光学・電子デバイスの開発	ナノマイクロシステム	840	22,820	23,660
SE社	EUVリソグラフィ技術に関する共同研究	放射光ナノ光学	0	13,000	13,000
(工学研究科)					
T社	自動車軽量化炭素繊維強化複合材料の研究開発	機械系工学	0	5,250	5,250

この平成18年度の共同研究としての受入金が「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に準拠して適正に支出、管理されているか、共同研究経費集計表、支出決定書、納品書等証憑を閲覧して検討した結果、次の点が指摘された。

①経費支出明細の作成不備について(意見)

共同研究に要した経費の支出実績は、共同研究契約書上で相手先に提出することが明記されているケースと明記されていないケースがある。

この後者のケースでは、特段、共同研究契約毎に正式の経費支出明細表は作成されていないが、環境人間学部、工学研究科、理学研究科及び応用情報科学研究科では契約毎に支出実績表に相当するものを作成されている。一方、高度産業科学技術研究所及び経済学部では、契約毎に経費支出実績表に相当するものも作成していない。しかしながら、管理上、契約毎に経費支出実績表を作成しておくことが望ましい。

②共同研究完了報告書の提出洩れについて(指摘事項)

兵庫県立大学共同研究取扱要領第11条に共同研究が完了したときは共同研究相手方及び教員は、連署の上、共同研究完了報告書により学長に報告すると定められている。

姫路書写キャンパスにおいて、平成18年度の共同研究36件につき共同研究完了報告書の提出状況を検証したところ、次のような状況であり、的確に提出されていなかった。提出洩れ有無の内部チェック手続を定めておくことが必要である。

報告書が適正に提出されているもの	18件
報告書は提出されているが、提出日付の記載されていないもの	1件
完了しているも報告書（控）が見当たらないもの	17件

③研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて（指摘事項）

共同研究経費により備品を購入した場合は、速やかに備品管理台帳に記帳し、管理すべきこととなっているが、この処理の遅れている部局がある（工学研究科、高度産業科学技術研究所）。

④ニュースパルの利用料について（意見）

高度産業科学技術研究所のニュースパルのピームラインは8本設置されており、平成19年度に「産業用分析ピームライン」の設置工事（建設費約3億円）にかかっている。

この新設のピームは、企業に利用させる目的のものであるところから、1時間当り使用料（1時間当り26千円を現在のところ予定している）を決めて徴収する方針とのことである。しかしながら、従来よりニュースパルの利用を希望する企業は、ニュースパルの1時間当り使用料が決まっていないため、共同研究という名目で利用し、兵庫県立学校授業料等徴収条例第3条の4「大学の民間等共同研究員（共同研究のために民間企業等から派遣される研究員）の研究料の額は年額420千円とする」に基づいて、徴求されていたのが実情である。平成18年度に企業が研究者を派遣して研究料420千円のみを県立大学に支払っているケースは13件5,460千円ある。早い時期にニュースパルの使用料を決めておれば、相当多額の使用料が徴求できていたのではないと思われる。

(7) 受託研究について

受託研究とは民間企業等外部から委託を受けて行う研究、試験、試作及び調査をいい、これに要する経費を委託者が負担するもので、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づいて行うものである。なお、委託者から受入れる受託研究に要する経費は歳入歳出予算を通して経理することになっている。この直近3年間の部局別の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	1	1,502	1	1,530	1	1,803
経営学部		—		—		—
工学研究科	18	44,419	24	44,605	21	70,986
物質理学研究科	3	6,050	2	1,310	6	36,544
生命理学研究科	9	43,758	8	41,328	5	34,507
環境人間学部	6	19,367	10	28,870	7	24,140
看護学部		—		—		—
応用情報科学研究科	2	2,400	4	6,050	3	4,800
経済経営研究所		—		—	2	3,300
高度産業科学技術研究所	12	255,288	10	104,000	10	71,470
自然・環境科学研究所	2	3,350	2	3,650		—
地域ケア開発研究所		—		—		—
計	53	376,134	61	231,341	55	247,550

高度産業科学技術研究所は平成16年度の実績が特別多額であり、それ以降は減少傾向にある。その他は工学研究科、生命理学研究科で実績を上げている。

平成18年度受託研究として外部資金を受入れたもののうち1件5百万円以上の大口は次のものである。

相手方	共同研究テーマ	金額(千円)
(高度産業科学技術研究所)		
国立大学法人 東京大学	X線位相情報による高感度医用撮像技術の開発	27,235
国立大学法人 大阪大学	リチウム系デブリー高効率ターゲットの研究	7,000
技術研究組合極端紫外線露光システム 技術開発機構	コンタミ付着防止機構の開発	12,600
技術研究組合極端紫外線露光システム 技術開発機構	計測用ビームラインの性能向上	6,300
(株)半導体先端プロセス	EUV光によるEUVマシ観察技術	5,250
(工学研究科)		
(財)先端医療振興財団	超音波測定を用いた医療支援システムの開発	8,000
(独)科学技術振興機構	ガスラスタ-SIM基本技術の開発	10,000
(独)新エネルギー産業技術総合開発機構	固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発	19,809
(生命理学研究科)		
大阪大学蛋白質研究所	疫病関連タンパク質の構造解析、構造解析法	14,000
(財)日本宇宙フォーラム	絆による重力感受遺伝子の機能解析	11,947
(物質理学研究科)		
科学技術振興機構	X線円形多層膜フォトンズの開発	9,098
産業技術総合研究所	高感度DNAセンサの構築とチップ化技術の開発	5,000
科学技術振興機構	複合極限環境下における核共鳴散乱計測手法の開発とその応用に関する研究	18,200

(環境人間学部)		
独立行政法人日本学術振興会	日本型地域ネットワークと地域通貨	9,750
科学技術振興機構	超高分解能質量分析装置を用いた植物細胞メタボローム解析	6,500

この平成18年度の受託研究としての受入金が「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に準拠して適正に支出、管理されているか、受託研究経費集計表、支出決定書、納品書等証憑を閲覧して検討した結果、次の点が指摘された。

①経費支出明細の作成不備について（意見）

受託研究に要した経費の支出実績は受託研究契約書上で相手先に提出することが明記されていないケースでは高度産業科学技術研究所及び経済学部では、共同研究の場合と同様、受託研究契約毎の経費実績表に相当するものは作成していない。管理上、作成しておくことが望ましい。

②受託研究完了報告書の提出遅れについて（指摘事項）

兵庫県立大学受託研究取扱要領第11条に教員は受託研究が完了したときは受託研究完了報告書により、学長に報告し、学長は速やかに委託者に報告しなければならない旨定められている。

姫路書写キャンパスにおいて、平成18年度の受託研究21件につき、受託研究完了報告書の提出状況を検証したところ、次のような状況であり、的確に提出されていなかった。提出遅れ有無の内部チェック手続を定めておくことが必要である。

報告書が適正に提出されているもの	7件
報告書は提出されているが、提出日付の記載されていないもの	3件
完了しているも報告書（控）が見当たらないもの	11件

③研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて（指摘事項）

委託研究経費により購入した備品は速やかに備品管理台帳に記帳し、管理すべきであるが、この処理の遅れている部局がある。（工学研究科、高度産業科学技術研究所）

④受託業務の収支処理遅れについて（指摘事項）

明石キャンパスでは、次の2件の受託契約に係る収入・支出（2,345千円）が県立大学の平成18年度歳入・歳出に計上されていない。従前より、科学研究費補助金と同様に歳入・歳出外で処理しているとのことであるが、契約書は県立大学で締結されており、科学研究費補助金のような教員個人との契約ではないので、県立大学の歳入・歳出として処理すべきである。

委託者： 独立行政法人国際協力機構 兵庫国際センター  
受託者： 兵庫県立大学  
件名： 地方分権時代の地域看護強化事業－地域看護コーディネーターの育成－  
事業対象国名 インドネシア  
契約金額： 1,997,000円  
契約期間： 平成18年7月25日から平成18年11月30日

委託者： WHO 健康開発総合研究センター  
受託者： 兵庫県立大学地域ケア開発研究所  
件名： 神戸市の都市環境において健康の社会的決定因子に関する「J-ビュッパ」  
「ハ」(予備調査報告書)の作成  
契約金額： 348,000円  
納期： 平成18年5月22日

#### (8) 寄附講座について

寄附講座とは奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、県立大学の主体性の下に設置運営し、県立大学における教育研究の進展及び充実に資することを目的として、民間等からの寄附金により当該寄附講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。寄附講座は学外の研究者等で教授又は准教授に相当する者1名及び助教又は助手に相当する者1名以上の教員で構成することになっており、これら教員は非常勤職員をもって充てるものとされている。寄附講座に係る経費の執行は、予算の執行手続によるものとされており、寄附講座の実施に伴う経費は、受入れた金額の範囲内において賄うものとされている。

県立大学における平成18年度の寄附講座は高度産業科学技術研究所において次の1件のみが開設されている。

寄附元： E社  
研究内容： クラスターイオンビームによる材料創製と放射光による In-Situ 解析  
寄附研究分野： イオン工学  
寄附金： 15,000千円

当講座の事務処理につき「寄附講座及び寄附研究分野規程」に準拠して、適正に処理されていることを確認した。

なお、この15,000千円の寄附金は、会計上雑入の県立大学外部研究資金に計上されており、この講座の経費は客員教授、客員助教授の報酬、通勤手当、共済費等に14,721千円支出されている。

第1期中期計画Ⅰ、4.(5)において「寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育、研究の活性化を図る」ことを計画に掲げられていたが、この産学連携センターの自己点検・評価調書によれば「現在は高度産業科学技術研究所に設置されているのみであり、

今後更なる制度の活用が求められる」と反省されている。ただ、講座設置には人件費等多額の経費が必要となるため民間企業からの申請の増加は難しい状況にあるようであるが、第2期計画でも、寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図ることを掲げられている。

#### (9) 研究助成金について

研究助成金とは民間企業等から県立大学における教育及び学術研究への助成を目的とした寄附金及び財団から公募により競争的外部資金として助成される助成金をいう。この直近3年間の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。なお、この寄附金等は県の歳入に計上される一方、「負担金、補助及び交付金」として兵庫県立大学学術奨励会（会長は県立大学長）に支出され、当学術奨励会はこれを保管し、研究目的に支出している。

（単位：千円）

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	1	1,200	1	—		—
経営学部		—	1	1,000		—
工学研究科	130	92,914	110	78,065	133	85,830
物質理学研究科	21	12,700	11	10,900	19	16,800
生命理学研究科	7	5,690	18	14,350	6	4,000
環境人間学部	11	8,600	19	10,728	30	15,180
看護学部	2	1,370	1	7,000		—
応用情報科学研究科	3	3,500	6	4,800	7	4,100
経済経営研究所	2	3,647		—		—
高度産業科学技術研究所	16	32,350	13	18,580	19	16,070
自然・環境科学研究所	2	5,500	2	530	1	1,990
地域ケア開発研究所		—		—	3	1,400
計	195	167,471	181	145,953	218	145,370

工学研究科が全体の50%以上を占めている。

工学研究科の平成18年度研究助成金受入れ先を大別すると次のようになる。



(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
民間企業より受入れ	111	67,470
財団より公募による受入れ	17	17,110
姫路工業大学後援財団より受入れ	5	1,250
計	133	85,830

上記のうち、1件2百万円以上の研究助成金は次のものである。

助成先	助成対象研究	助成金額
S社	高分子樹脂の破壊挙動に関する研究	2,000,000
I病院	医療・情報システム開発に関する研究	2,000,000
A社	曲面の表面性状評価装置に関する基礎研究	2,650,000
H社	感光性高分子へ光照射した光学素子に関する研究	2,000,000
T社	RAFT型リビングラジカル重合	5,000,000
AK社	平成18年度EMP研究	2,000,000
(財)ひょうご科学技術協会	低エネルギー電子照射によるDNAの分子構造変化に関する研究	2,000,000
(財)ひょうご科学技術協会	耐熱性有機無機ハイブリッド体による燃料電池電解質の開発	2,000,000

なお、この寄附金等は県の歳入に計上され、この助成金の3.5%は産学連携事業費として控除され、残り96.5%相当が「負担金、補助金及び交付金」として兵庫県立大学学術奨励会に交付される。当学術奨励会は、これを地方自治法施行規則第12条の5に定める歳入歳出外現金と同様の性格をもつものとして保管し、研究目的に支出している。この交付金は「兵庫県立大学学術奨励会規約」に基づき管理されている。

当学術奨励会の設置目的の実質は、民間企業等から県立大学が受入れた研究助成金をこの学術奨励会に交付金として支出する一方、学術奨励会はこの交付金を管理し、教員個人に研究費を支給する事務を行っており、当年度に受入れた研究助成金は当年度中に研究に支出するとは限らないことから、翌年度に繰越する為の受皿として設置されているものである。つまり、県立大学が受入れる民間等の外部資金を地方自治法にいう歳入歳出外現金に準じて取扱うための受皿である。

兵庫県立大学学術奨励会の事務局長は姫路書写キャンパス事務部長が担当しており、事務局の各支部は各キャンパスの事務部に置かれている。研究助成金は各キャンパスの事務部で預金通帳を持ち管理（但し、高度産業科学技術研究所については、姫路書写キャンパスで管理）しており、姫路書写キャンパスで総括している。

平成18年度当学術奨励会の決算は次のようになっている。

## 平成18年度兵庫県立大学学術奨励会決算

(単位：千円)

科 目	(前年度からの繰越額) 収 入	(繰越額の払出額) 支 出	(繰越額のうち翌年度への繰越) 翌年度への繰越
研究助成費	(128,875) 138,211	(89,285) 48,060	(39,589) 90,151
姫路書写キャンパス研究助成費	(52,082) 81,558	(47,272) 30,857	(4,810) 50,701
播磨科学公園都市キャンパス研究助成費	(13,835) 19,760	(11,293) 11,125	(2,542) 8,634
姫路新在家キャンパス研究助成費	(13,701) 14,434	(8,639) 3,542	(5,062) 10,891
高度産業科学技術研究所研究助成費	(37,905) 15,530	(17,817) 994	(20,088) 14,536
神戸キャンパス研究助成費	(4,525) 3,705	(2,526) 1,154	(1,999) 2,550
神戸学園都市キャンパス研究助成費	(311) 0	(311) 0	
明石キャンパス研究助成費	(5,817) 1,332	(814) 385	(5,003) 947
自然環境科学研究所研究助成費	(694) 1,890	(611) 0	(83) 1,890
事務局運営費	(5,914) 2,196	(2,500) 0	(3,413) 2,196
合 計	(134,789) 140,407	(91,785) 48,060	(43,003) 92,347

(注) 前年度からの繰越額を( )外書きした。

この平成18年度の研究助成金が「兵庫県立大学学術奨励会規約」に基づき適切に管理されているか否か、各キャンパスで助成金出納計算書、預金通帳、支出決定書、証憑等閲覧し検証した結果、次の点が指摘された。

## ①県立大学学術奨励会の内規違反について(意見)

平成18年度末の兵庫県立大学学術奨励会の預金残高は135,351,439円ある。これは上記のごとく歳入・歳出外現金に準ずるものとして管理されているものであるが、このうち43,003千円は内規違反になっているものである。兵庫県立大学学術奨励会内規によれば、「助成金の交付のあった年度内に完了しないときは、翌年度に限り繰越しすることができる。」と定めているが、この規定に反し、平成18年度末で翌々年度以降に繰越されているものが次表のごとく42件43,003千円もある(中には、3年以上も繰越しされているもの(平成16年度以前受入分)が14件14,140千円含まれている)。これは内規違反であり、これら資金は本来、歳入金として県立大学の会計に戻すべきでないと思われるが、今後の取扱いについて検討が必要である。

(単位：円)

部 局	内規違反の歳入・歳出外現金		左のうち3年以上繰越分	
	件数	金 額	件数	金 額
姫路書写キャンパス	9	4,810,539	1	950,000
播磨科学公園都市キャンパス	5	2,542,331	2	528,053
姫路新在家キャンパス	6	5,062,236	1	2,809,205
高度産業科学技術研究所	15	20,088,334	10	8,688,334
神戸キャンパス	5	1,999,280	-	-
明石キャンパス	1	5,003,489	-	-
自然環境科学研究所	1	83,383	-	-
学術奨励会事務局	-	3,413,698	-	1,164,667
計	42	43,003,290	14	14,140,259

## ②県立大学学術奨励会で保有する現金預金残高の開示について（意見）

地方自治法施行令第168条の7に定める歳入歳出外現金として、地方自治法施行規則第12条の5第1項三号で公立学校における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券が認められているが、県立大学では当寄附金をこの歳入歳出外現金としては取扱わずに、学術奨励会への交付金として処理している。この為、学術奨励会で保有する現預金の額は決算書上開示されない結果になっている。歳入歳出外現金として扱えば、この金額は決算書上明示されることになるので、歳入歳出外現金として扱うことが望ましい。

## ③高度産業科学技術研究所における事務処理担当部署について（指摘事項）

高度産業科学技術研究所においては、研究助成金の支出事務は姫路書写キャンパスが代行している。支出に必要な請求書、納品書等は当研究所から姫路書写キャンパスに送付され、姫路書写キャンパスから支出されている。この為、当研究所では、研究テーマ毎の支出実績は把握しておらず、毎月姫路書写キャンパスより当研究所に送られてくる交付金出納計算書により、研究テーマ毎の資金残高を把握している。この為、当研究所では助成金による研究経費の具体的な支出内訳は把握できていない。このような姫路書写キャンパスによる代行処理は当研究所だけであり、他のキャンパスでは自ら支出を管理している。管理上、当研究所における研究経費の具体的内容は、当研究所自身で把握しておくことが望ましい。他のキャンパスと同様、当研究所で支出管理すべきである。

## ④備品の寄附処理洩れ等について（指摘事項）

研究助成金で購入した備品は、遅滞なく寄付申出書を作成し、県立大学に寄付すると共に、備品管理台帳に登録すべきことになっているが、この処理が遅れていたり、洩れていたり或いは寄附処理金額に誤りが生じている部局がみられる。

- ・ 寄付処理が遅れている部局（工学研究科）
- ・ 寄付処理洩れの生じている部局（地域ケア開発研究所 1件）
- ・ 寄付処理金額に誤りの生じている部局（環境人間学部 1件）

## ⑤助成金出納計算書の作成洩れについて（指摘事項）

環境人間学部において、助成金に支出が生じた場合、助成金出納計算書を作成することになっているが、1件作成もれがみられた。

## (10) 科学研究費補助金について

科学研究費補助金は文部科学省（又は厚生労働省）又は文部科学省（又は厚生労働省）が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、国の通達により当補助金の申請事務及び当補助金の使用報告事務は大学事務局が行うこととされている。当補助金のうち、直接経費（研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費）は研究代表者個人に交付される補助金とされており、大学に交付されるものではないため、県の収入支出には計上されない取扱になっている。一方、当補助金のうち、間接経費は大学の設備を利用して研究することを考慮して大学の収入として計上をする取扱になっている。

この科学研究費補助金（厚生労働省分を含む）の県立大学における直近3年間の受入額は次のようになっている。

（単位：千円）

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	4	7,800	7	9,400	10	30,420
経営学部	15	21,800	15	16,600	12	11,900
工学研究科	42	98,772	46	112,328	45	95,220
物質理学研究科	36	116,690	31	127,160	28	100,780
生命理学研究科	31	93,300	35	120,290	32	105,650
環境人間学部	13	17,600	15	22,100	13	13,900
看護学部	17	25,500	23	44,600	24	41,408
応用情報科学研究科	1	4,000	5	16,400	5	20,300
経済経営研究所	1	2,300	1	600		—

高度産業科学技術研究所	4	29,220	5	25,980	6	21,200
自然・環境科学研究所	11	14,300	12	12,000	13	12,500
地域ケア開発研究所		—		—	2	16,470
計	175	431,282	195	507,458	190	469,748

この平成18年度の科学研究費補助金の受入れ及び当補助金による研究経費支出につき、平成18年度申請並びに支給及び支出に係る文部科学省等への提出書類を調査し、支出の一部につき預金通帳、証憑と照合し、報告、記録の正確性を検証すると共に「平成18年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について」に準拠して処理されているか否かを検証した。その結果、次の点が指摘された。

①備品の寄附処理もれ等について（指摘事項）

科学研究費補助金で取得した備品については、購入後速やかに寄附物品受入処理し、兵庫県の備品として管理することが現物管理の観点から必要であるが、この処理の洩れている部局、遅れている部局、寄付処理金額に誤りが生じている部局、あるいは寄付処理しているが備品台帳への記帳が遅れている部局がみられた。科学研究費補助金からの購入備品の寄附受入処理は遅滞なく、網羅的に行う必要がある。

寄付処理が遅れている部局	(看護学部、高度産業科学技術研究所、 応用情報科学研究所)
寄付処理洩れの生じている部局	(高度産業科学技術研究所 1件、看護学部 1件)
寄付処理金額に誤りの生じている部局	(看護学部 1件)
備品管理台帳に記帳が遅れている部局	(工学研究科、理学研究科)

②科学研究費支出簿の重複記帳について（意見）

工学研究科は科学研究費の受入件数平成18年度45件と他の部局に比べて多いが、この科学研究費の支出簿は姫路書写キャンパスの各号館の事務係がハンドで作成しているほか、事務局経理課でも同様にハンドで作成しており、同じ機能の支出簿が重複して作成されている面がある。内部牽制の一環として行っているとの事であるが、重複して作成する必要は無いと思われる。相当の事務量になっているので、支出簿は一本化し、内部チェックの仕方を工夫して省力化すべきである。なお、より基本的には可及的速やかに電算機で処理し、合理化することが望まれる。（200頁参照）

③研究経費の二重払いについて（意見）

播磨科学公園都市キャンパスにおいて、科学研究費の出納帳を査閲したところ二重払いによる訂正記録が3箇所みられた。これは業者が誤って請求書を二度回付してきたのを事務局では気付かず支払ってしまい、業者からの訂正依頼で判明し、訂正したものである。この事は、請求書と納品事実との照合が厳格に実施されていないことを示すも

のである。もともと納品書には納品日の記載していないものが多く、何時入荷したのか判然としないこともあり、請求書に記入押印されている検品印は形式的なものになっている面がある。平成19年2月15日付で文部科学省科学技術・学術政策局長通知で要請され、県立大学で平成19年11月2日付で策定された「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」によれば、物品購入に係るルールの明確化、統一化が織込まれているが、この手続の徹底が望まれるところである。

#### (11) 21世紀COE補助金について

21世紀COEプログラムは、「大学の構造改革の方針」（平成13年6月）に基づき、平成14年度から文部科学省の事業（研究拠点形成費等補助金）として措置されたもので、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行うことを通じて、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的として、審査による採択で文部科学省より補助金が支給されている。県立大学では、生命理学研究科と地域ケア開発研究所で次の2件につき当プログラムの補助金を受けている。

	拠点プログラム名称	平成18年度補助金
生命理学研究科	構造生物学を軸とした分子生命科学の展開 (開始年度 平成14年度)	74,811千円 (うち間接経費6,801千円)
地域ケア開発研究所	エビタス社会における災害看護拠点の形成 (開始年度 平成15年度)	155,496千円 (うち間接経費14,136千円)

上記補助金のうち間接経費分は県立大学の歳入（雑入：県立大学外部研究資金）に計上しているが、直接経費分は歳入に計上せず、別途資金を管理し、支出している。これは科学研究費補助金と同じ取扱いになっている。この補助金の直接経費分の支出状況につき検討した結果、地域ケア開発研究所分につき次の点が指摘された。

##### ①収支簿の作成洩れについて（指摘事項）

支出に伴う証憑類は整備されているが、収支簿が作成されていない為、平成18年度の費目別収支決算表（直接経費）の記載内容の適否が容易にチェック出来ない状況になっている。当収支決算表は証憑から経費区分ごとにハンドで集計して作成しているとのことであるが、相当枚数の証憑であることから、その検証は容易でない。また、当収支決算書は、内部チェックが行なわれておらず、管理上好ましくない。生命理学研究科と同じように収支簿を作成しておくべきである。

## ②備品の寄附処理遅れについて（指摘事項）

平成18年度の当収支決算表には、設備備品費が20,225千円計上されている。これからみて県立大学に備品を寄附処理をすべきものがかかなりあると思われるが、この21世紀COE補助金で購入した備品の寄附処理は当研究の開始した平成15年度以降、一度も行っていないとのことである。当研究の最終年度である平成19年度にまとめて寄附処理する予定とのことであるが、備品管理の面からも購入後速やかに寄附処理すべきである。

## (12) NEDO助成金等について

平成18年度のNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の助成金の受入額51,260千円の内訳は次のものである。

（単位：千円）

受入部局	相手方	金額	研究内容
物質理学研究科	NEDO	23,322	化学修飾角型キャビティー埋め込みマイクロチップに基づく診断・創業支援チップの開発
応用情報科学研究科	文部科学省	6,002	先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム (申請大学：大阪大学、9大学が連携) 研究拠点形成費等補助金
	文部科学省	6,986	派遣型高度人材育成協同プログラム
高度産業科学技術研究所	NEDO	14,950	ガスクラスターイオンビームによる半導体高精度薄化技術の開発
合計		51,260	

これらの助成金のうち間接経費分8,832千円は県立大学の歳入（雑入：産業技術研究助成金）に計上しているが、直接経費分は歳入に計上せず、別途資金を管理し、支出している。科学研究費補助金と同じ取扱いになっている。これらにつきNEDO等への提出資料、収支明細表、預金通帳、証憑等閲覧し、処理の適否を検討して結果、特に問題となる事項はなかった。

## (13) 研究費による備品購入手続の不備について

研究費から支出された備品購入費の購入手続につき、所定ルール通り行われているかどうか検討した結果、次の点が指摘された。

## ①物品購入に係る納品書等の日付について（指摘事項）

物品購入に係る業者からの納品書には日付欄が設けられているにもかかわらず、日付の記入されていないものが多い。この為、何時物品が納入になったのか判然としないケースが多い。物品の検収日付、検収担当者印を請求書に記入押印しているとはいうものの、

この検収日付の正当性が確認出来ない状況になっている。昨今、予算制度上、必要物品を受入れても、翌年度の支払に廻したり、また予算消化の観点から、物品は業者預けの状態を支払処理をするということが世間で問題にされている。

平成19年2月15日付で文部科学大臣決定として、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）により、公的研究費を適正に管理するための必要な事項が示されている。この中では、事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について明確に定め、理解を共有することにより不正防止するために現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要であると記載されている。これを受けて、県立大学においても「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」を策定し、物品購入に係るルールを明確化、統一化の中で物品の検収は、基本的に経理員又は予め指定した教職員が実施することとしている。今後、納品日付が不明確な納品書は無くなるものと期待される。

#### ②県立大学としての備品調達手続の統一について（意見）

県の物品調達事務取扱要領では、予定価格が1件につき3万円未満の物品は見積り合せを省略することが出来ることになっているが、県立大学ではこれに従わず、工学部及び環境人間学部では1件200千円未満の物品は見積り合せを省略し、理学部では1件300千円未満の物品は見積り合せを省略している。

県立大学として、県が定めたルールを適用せず、別のルールを定めるのであれば、理由を明確にし、全学統一のルールを作成することが必要である。

#### ③購入理由書の作成洩れについて（指摘事項）

備品購入手続について姫路書写キャンパスでは、内規により購入金額（一契約当たり）200千円以上のものは相見積を徴求したうえ「購入理由書」を作成することになっているが、平成18年度の取引を検証したところ、「購入理由書」を添付しているのは学内機種選定委員会で承認が義務づけられている取得単価200万円以上のケースであり、200千円以上2,000千円未満のケースは「購入理由書」は作成されず、相見積の見積書を添付されているだけであった。現状では業者選定理由が判然としないケースがある。内規に従い200千円以上2,000千円未満の備品購入についても「購入理由書」を作成すべきである。神戸キャンパスでは、備品購入手続について工学部のルールを適用しているとの事であったが、1件200千円以上の備品購入に当り「購入理由書」は作成されていないケースが2件みられた。

また、姫路新在家キャンパスではデジタル録画監視システム（525千円）について、相見積書は入手されているが、見積書では機種も機能も異なっているものであるにもか



かわらず、「購入理由書」が添付されていなかった。機種機能の異なるものは単に価額だけで選定できないので必ず「購入理由書」を作成添付すべきである。

④相見積書の入手洩れについて（指摘事項）

姫路書写キャンパスで平成18年11月20日購入した備品（電流導入端子4個346,500円）につき相見積処理が行なわれていなかった。事情を聴取したところ1個当り82,500円で200千円未満であるので、相見積処理をしていないとの事であった。当キャンパスの内規では一契約当り金額が200千円以上のものは相見積を徴求することになっている。1個当り200千円未満でも一契約当り金額が200千円以上のものは相見積を徴求すべきであり、誤解のないよう指導すべきである。

神戸キャンパスで、平成19年3月2日に購入した備品（Apple Mac Pro 296,703円）について、1社随意契約としていたが、その理由はインターネットでの販売であることから最も安いと判断したとの事であったが、インターネット上での販売価額が必ずしも最も安いという保証はないので、相見積をとるべきであったと認められる。

姫路新在家キャンパスで平成19年3月29日購入した備品（DVDレコーダー・ビデオカメラ 224,490円）について相見積書が入手洩れになっていた。

⑤見積書の添付洩れについて（指摘事項）

播磨科学公園都市キャンパスでは1件300千円以上の物品を購入する場合は2以上の業者より見積書入手し備品購入理由書を作成して、購入先を選定することになっている。この備品購入理由書には業者の見積書を添付することになっているが、この添付洩れが1件みられた。

(14) 教員の海外派遣等について

教員は学会への出席、発表とか講演、共同研究等の為、海外へ出張するケースが多い。例えば、平成18年度の海外派遣等は姫路書写キャンパスでは105件、播磨科学公園都市キャンパスでは66件、また神戸学園都市キャンパスでは81件に及んでいる。

県立大学の教員が外国において、学術の研究調査等に従事する場合の取扱いは「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」によって定められている。この内規第9条に在外研究員、海外研究員は帰国後速やかに復命書を知事ないし学長に提出しなければならないことになっている。

平成18年度の海外派遣等につき各キャンパスで復命書が洩れなく作成、提出されているか否かにつき検討した結果、次の点が指摘された。

## ①海外派遣等に係る復命書の提出洩れについて（指摘事項）

平成18年度の海外派遣等につき復命書の提出されていないケース及び復命書に提出日時  
の記入されていないケースが次のごとくみられた。県立大学内における提出洩れ有無  
のチェック手続を定めておくことが必要である。

学 部 等	復命書未提出	復命書に日付のないもの
神戸学園都市キャンパス	7 件	0 件
姫路新在家キャンパス	2 件	0 件
姫路書写キャンパス	*①	*①
明石キャンパス	2 件	5 件
播磨科学公園都市キャンパス	0 件	3 件
高度産業科学技術研究所	5 件	10 件
神戸キャンパス	18 件	0 件

\*① 復命書の管理が的確に行なわれていない為、件数を把握できなかった。

## (15) 研究に関する中期計画について（意見）

第1期中期計画のIに「先導的・独創的な研究の推進」という大項目が掲げられ、その1.  
各分野における研究の高度化・重点化の(6)に「各部局の特性に応じて、中期研究計画書の提  
出を制度化するなど目指すべき研究課題等を部局ごとに設定し、点検・評価を継続して行う  
など研究成果の目標設定と各研究の特性に応じた多様な基準に基づく評価システムを構築し、  
評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。」という項目が取り上げられて  
いる。

この項目には次の重要な3点が盛り込まれている。

- 1) 中期研究計画書の提出を制度化する。
- 2) 研究成果の目標設定とその達成度の評価システムを構築する。
- 3) 評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。

しかしながら、これに対する各部局の自己点検・評価調書によれば、その推進状況は次の  
ように記載し、評価しており、上記3点が明確に達成されたか否かの記載になっていない。  
なお、県立大学としての評価はII（十分に実施できていない）の評価になっている。

部局	評価	推進状況
経済学部	Ⅱ	・経済学部全体としての研究計画は、現在のところ学部特色化構想のなかで具体化に向けて検討中である。 ・学部内の各研究の中期計画書の提出および評価システムの構築については、専門分野によって研究への取り組み方が多様であるため慎重に考慮しているところである。
経営学部	Ⅲ	経営学部では従来の学部予算執行において、また今年度からの学部長予算でも、教員スタッフから共同研究を募り、国内外の研究動向を視野に入れたレベルの研究や、経営学の新しい領域を切り開くような萌芽研究、また経営学部の教育体制の再編や到達目標型教育への転換を図るような研究に対し、研究費を重点配分している。
工学研究科	Ⅱ	博士後期課程の学生を指導している教員に校費の重点配分を行っている。
物質理学研究科	Ⅲ	平成19年度のグローバルCOEプログラムの申請のため、検討委員会を立ち上げ、研究課題を絞り込み、研究体制の構築を行っている。
生命理学研究科	Ⅳ	21世紀COEプログラム「構造生物学を軸とした分子生命科学の展開」の研究費配分において、各分野の研究目標が達成されるかを判定するために、参加しているすべての分野による公開セミナー開催、拠点リーダーによるヒアリングを基礎として評価を行ない、研究費の重点配分を実施している。
環境人間学部	Ⅱ	研究活動の自己評価を進め、毎年度の各教員の業績を集約して公表している。業績評価システムの構築については進んでおらず、研究費の重点配分はごく一部にとどまっている。
看護学部	Ⅱ	学内の将来計画委員会において基礎的な議論を持ったが、研究課題の設定と研究成果の目標設定並びに評価システムの構築等について模索しており、具体的な課題解決の段階に至っていない。
応用情報科学研究科	Ⅲ	研究科の自己点検・評価にあたっては、点検する目的と内容、評価方法、評価組織、評価の頻度と実施間隔、評価結果に基づく改善策、公表方法の6項目に関して検討を進めている。現在自己評価委員会を中心に研究科独自の評価指標を作成し、教員全員が詳細データを基に自己点検評価を行っている。

評価Ⅱ：十分に実施できていない

評価Ⅲ：順調に実施している

評価Ⅳ：上回って実施している

上記推進状況の内容をみても解るように、計画に盛り込まれている1)中期研究計画書の提出を制度化したと記載している部局は無い。また2)研究成果の目標設定とその達成度の評価システムを構築したと記載している部局も無い。現在、3)研究費を重点的に配分している部局が若干ある程度であり、当計画項目は十分に実施できていない状況にある。当項目は、非常に重要なテーマであると考えられるので、一つの計画項目ではなく、上記の3項目に分け、推進すべきものと考えられる。

### 3. 総合教育センターの教育改革に関する事項

#### ①遠隔授業の推進について（意見）

全学共通教育は1年次の間、神戸学園都市キャンパスと姫路書写キャンパスの2ヶ所に集約して実施していることから、全学共通科目（教養科目）の遠隔授業はこれらキャンパス間で行われている。遠隔授業システムによる平成18年度の全学共通科目（教養科目）及び他専攻科目等の履修状況は116頁に記載のとおりである。これによると、この授業科目は東地区から5科目、西地区から7科目の12科目が提供されているが、この12科目は、全学共通教育科目数の13%にすぎない。全学共通教育科目の遠隔授業の科目数をもっと増やすべきではないかと思われる。現実には、遠隔授業の受発信できる教室は、各キャンパスに2教室しかなく設備面のネックがあること、教員サイドが当システムを使用するのに消極的な面もあることなどから授業科目が増加していない状況にあるとのことである。しかしながら、経済性、効率性の観点から早急に設備面の課題を解消し、遠隔授業の科目数を増加させ、遠隔授業システムをもっと活用することを推進すべきである。

また、他専攻科目の経営戦略入門（経営）では姫路書写キャンパスでの履修生は8名と極端に少ない。このように履修生が少ない授業にはコストをかけて遠隔授業を行うメリットがあるのかどうか疑念が生ずる。履修生の極端に少ない科目は遠隔授業を取止めることも検討すべきである。なお、教職科目では明石キャンパスの履修生は1科目2名～5名と極端に少ないが、教職課程を設置している以上、履修希望者がいる限り、開講せざるを得ず、履修生が少なくても止むを得ないという事情があるとのことであった。

#### ②学生による授業評価アンケートについての問題点について（意見）

学生による授業評価アンケート結果の集計結果を閲覧したところ、アンケート結果の平均値が毎回同じような結果になっている。このことから、アンケート結果が生かされて、授業自体が本当に改善されているかという観点からは必ずしも教育改革の成果が上がっているとはいえない。しかしながら、各教員の見解等を記載した「授業評価をうけて」に教員の現状認識並びに改善方針が掲載されていることから、この学生による授業評価アンケートは十分意義のある制度と認められる。ただ、次の点については、今後改善等検討が望まれる。

- イ. 当アンケートの結果をどのように評価し、活用していくかについて、現在のところ明確な方針が確立されていない。当アンケートの効果に対する自己評価にあわせ、その活用方針を明確にすべきである。
- ロ. 「授業評価をうけて」の記載内容をみると、学部間での違いがあるほか、各教員の取り組み姿勢にかなりのバラツキがある。「授業評価をうけて」の記載レベルを合わせるよう教員に対する指導が必要と思われる。

- ハ. 「授業評価をうけて」はアンケート結果と共に「学生からのコメント」と「教員の見解等」を記載したもので、学術情報館で学生、教員は閲覧できる制度になっているが、この「授業評価をうけて」に、アンケート対象となった授業全てがファイルされているか、明石キャンパスにおいて平成18年度の実績につき検証した。その結果、34科目（これはアンケート実施科目の37%に相当する）が、「授業評価をうけて」にファイルされていなかった。これは、アンケート結果に対し、教員が回答書を作成すること（以下、フィードバックという）を、義務付けしていない関係から、フィードバックされていない科目は「授業評価をうけて」にファイルできないという事情によるものである。学生名記名式でアンケートを実施しているながら、この結果が開示されない部分が生じていることになり、アンケートそのものの意義を乏しくしている。教員のフィードバックを義務付けする方向で検討すべきである。
- ニ. 授業評価アンケートが全科目で実施されているか、大学本部で検証されていないため、監査においても確認できなかった。全科目洩れなく授業評価アンケートが実施されているかどうか大学本部で検証しておくべきである。
- なお、因みに明石キャンパスにおいて全科目洩れなく授業評価アンケートが実施されているかどうか検証したところ、後期の授業については年度内にアンケート結果を集計することを目標とし、12月末をアンケート回収の最終締切日としている関係から、アンケートが実施できない授業が7科目生じていた。後期授業のアンケート結果を年度内に集計する必要があるのか否かも含め最終締切日の見直しを検討すべきである。
- ホ. 当アンケートの回収割合（回答人員数÷履修人員数）として県立大学で把握されているデータは次表のごとく学部別に把握しているのみで、教員ごとには把握していない。教員ごとに把握することが必要と思われる。また回収率は当科目の履修人員数に対し、何人の回答があったかを示す割合であり、履修登録していても、最終講義に出席していない学生については回答が求めているところから、回収割合が低い科目が多い。回収割合を高める工夫が必要と思われる。

後期（平成18年12月上旬～下旬実施）の回収率

分類科目	回収割合	分類科目	回収割合
東地区全学共通科目	56.7%	西地区全学共通科目	69.9%
経済学部専門科目	35.5%	工学部専門科目	52.7%
経営学部専門科目	41.7%	理学部専門科目	45.8%
看護学部専門科目	75.1%	環境人間学部専門科目	43.7%
教職科目	37.7%		

## ③公開授業の推進について（意見）

FD（Faculty Development：教員が授業内容方法を改善し、向上させるための組織的な取組）の一環として、公開授業制度を設けているが、未だ緒に就いた段階であり、総合教育推進委員会、教育改革部会が期待したような成果は得られていないと思われる。119頁に記載のごとく、公開授業に対する教員の参加人数が非常に少ないことは教育改革部会のリーダーシップ不足と教員自身の意欲が低いことの表れであると思われる。教育成果の評価システムが確立していないこととも関係するが、教育改革部会がよりリーダーシップを発揮して、公開授業に多数の教員が参加するよう工夫することが必要である。

## ④AO入試の推進について（意見）

第1期中期計画のⅡ．創造力と活力を有する人材の育成 6．入学者受入れの(3)と(4)に次の計画が掲げられている。

(3) 現行入試制度では測れない受験生の能力・適正等を多面的かつ丁寧に判定することにより、勉学意欲と基本的学力を有する者を幅広く受け入れるため、「AO（アドミッションオフィス）入試」を平成17年度から看護学部で、また平成18年度入試から全学部で実施する。

(4) AO入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設けるなど推進体制の強化を図る。

平成18年度入試から全学部で実施され、AO入試による入学者は平成18年度及び19年度入試では次のようになっている。理学部の入学者数が極端に少ない。

現状では幅広く受入れている状況ではないと県立大学でも認識されており、アドミッションポリシーに即した人材を幅広く受け入れるため、定員のあり方について検討していく必要があると考えられる。

学部	定員	18年度入学者	19年度入学者
経済	5名	5名	5名
経営	5名	5名	7名
環境人間	若干名	5名	5名
工学	若干名	5名	5名
理学	若干名	2名	1名
看護	4名	4名	3名

また、入試専門員が平成17年度より配置されたというものの、アドミッション・オフィスとしてのAO入試等を実施する体制、人員が十分とはいえず、アドミッション・オフィスの体制整備を図り、AO入試の実施、入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発等の推進体制のさらなる充実、強化が必要と考えられる。

AO（アドミッション・オフィス）とは、もともとアメリカの大学の専門機関で、学生の募集から入学者選抜を一貫して行う機関である。AOは高校の成績や文化・スポーツ活動、ボランティア活動など様々な情報を集め、それを基に多面的に入学者の選抜を行う機関である。日本におけるAO入試とは、この制度を参考して、従来のペーパーテストに頼らない多面的な選抜を行うというものである。

#### 4. 学術総合情報センターの情報システムに関する事項

##### ①情報システムの課題

学術総合情報センターで管轄している県立大学の情報システムにつき、県立大学情報システム部会等で課題として認識している事項を質問したところ、以下の問題点を認識しているとのことであった。

##### イ. 教育関係

- ・ 学生情報システムでは、履修登録や成績評価を直接、学生や教員がWEBから入力できるシステムとなっておらず、キャンパス外のパソコンからアクセスも制限されている。セキュリティ面とコスト面を含めた総合的な検討が必要である。
  - ・ 情報処理教育システムでは、旧大学時のシステムの導入時期の問題で、神戸学園都市のシステムだけ契約時期が2年間ずれているため、システム改善が統一的に実施し難いという問題がある。また、情報漏洩やウィルスなどセキュリティ対策を一層充実させる必要がある。
  - ・ 遠隔授業システムでは、トラブルが多く操作方法が複雑なため、遠隔授業を実施する教員にとって使いにくいシステムとなっている。
  - ・ 図書館システムでは、自動貸出返却装置、入退館システムなどの附属機器が、別契約となり管理が複雑となっているので、一体化させる必要がある。
  - ・ 入試システムについては、神戸学園都市が学生情報システムの一環として処理されているが、明石と西地区では独自のシステムで処理されており、共通化されていない。
- いずれの課題も、平成19年度中に課題解決の方針を決める予定である。

##### ロ. 総務関係

現在は、県の財務会計54システムを利用しているが、将来的には教員の外部資金による研究費も一括管理できるようなシステムの導入も検討したい。

##### ②研究費の事務処理の電算化について（意見）

第1期中期計画の計画番号IV7(2)で「情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。」と掲げられていたが、この自己点検・評価結果では、組織、人事、予算面での制約があり、十分実施できていないと評価されている。情報システムについては上記①に記載のごとく課題も多いが、その中でも研究費のシステム化については優先度が高い。教員の研究費については、県立大学の歳出として経理される教員割当研究費、特別教育研究助成金、受託研究費、共同研究費、研究助成金による研究費のみならず、歳出としては経理されない科学研究費補助金等による研究についても、各教



員、各講座及び研究テーマごとに予算が割当てられることから、原則として各教員、各講座及び研究テーマごとにハンドで収支簿を作成して予算管理している。この教員数、講座数、研究テーマ数が各キャンパス共に膨大な数になっており、この収支簿の作成に相当のコストをかけている。しかしながら、これらの事務作業は比較的簡単な作業であるところから、電算化により相当事務の省略化が計れるものである。県立大学においても、その電算化の必要性は認識されているが、早急に実施すべきものと考えられる。

なお、明石キャンパスでは研究費を教員ごとに予算と実績を管理する電算ソフトを導入され実行されているが、174頁に記載したようにその運用が的確に行われていない。特に研究費については、電算化のメリットは大きいと考えられるので、可及的速やかに実行し、事務の効率化を計るべきである。

## 5. 人件費に関する事項

## I. 人件費の概要

大学決算において人件費については、本庁分の歳出として計上されるものとかい分（各キャンパス（本部を含む））の歳出として計上されるものがある。

概括的には、常勤の教職員に係る人件費が本庁分であり、それ以外のものがかい分である。但し、例外として、常勤の教職員に係る人件費であっても時間外（超過勤務及び夜勤）手当、宿日直手当、特殊勤務手当は、いずれも事業執行に伴う大学運営費として予算計上され、職員手当として、かい分の歳出に計上されている。また、児童手当については、児童手当法に基づき行政から支給される手当であり、児童手当の認定に関することは「地方機関処務規程」により、県立大学長の専決事項とされているため、職員手当そのものではないが、類似していることから職員手当として、かい分の歳出に計上されている。従って、別の言い方をすれば、本庁の費用として予算計上され、執行されるものが本庁分であり、各キャンパスの費用として予算計上され、かいに令達されたものがかい分である。

過去3年間の本庁分とかい分のそれぞれの人件費の推移は以下の通りである。

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(本庁分)			
報酬	-	-	252
給料	4,229,462	4,262,704	4,252,002
職員手当	2,657,676	2,679,924	2,686,892
共済費	1,119,535	1,136,211	1,142,322
賃金	5,432	5,357	7,477
報償費	547	-	-
退職手当	677,451	567,715	991,620
計	8,690,105	8,651,912	9,080,567
(かい分)			
報酬	317,381	298,674	294,789
給料	8,800	13,106	15,924
職員手当	10,174	13,385	19,099
共済費	39,917	37,996	39,665
賃金	72,149	69,209	80,304
報償費	19,754	20,200	22,087
退職手当	399	537	799
計	468,578	453,110	472,671

(注) 上表は各年度の大学費に関わる歳出事項別明細より集計、作成したものであり、かい分には、本部、神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、神戸、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、附属高校及び附属中学（附属中学は平成18年度のみ）が含まれている。

なお、各歳出科目に係る簡単な説明については、「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に、兵庫県財務関係規程集（兵庫県出納事務局）に記述されている内容より抜粋したものを記載している。

## Ⅱ. 監査対象

人件費については、各キャンパスでの管理・運用面の妥当性を検証することを主眼とし、各キャンパスで計上されている報酬、職員手当、共済費、賃金、報償費につき、それぞれ「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に記載している手続を実施した。なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

したがって、原則的にはかい分として計上された人件費を監査対象とし、本庁分として計上された人件費は本報告書の対象とはしていない。但し、本庁分のうち給料及び退職手当については「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に記載している手続を実施した。

また、他部局からの令達分に係る人件費についても本報告書の対象とはしていない。

なお、監査の対象とした各キャンパスに係る過去3年間の本庁分とかい分のそれぞれの主な人件費の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

キャンパス等		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
神戸学園都市	本庁分	150	1,384,229	150	1,393,652	152	1,425,678
	かい分		74,457		68,645		71,077
姫路書写	本庁分	172	1,648,180	171	1,610,322	169	1,579,749
	かい分		93,979		80,216		89,703
播磨科学公園都市及び 高度産業科学技術研究所	本庁分	126	1,002,540	127	1,005,832	124	1,010,451
	かい分		63,936		66,424		66,581
姫路新在家	本庁分	104	919,681	104	925,547	104	929,607
	かい分		54,430		51,903		42,863
明石	本庁分	83	655,094	91	706,154	91	696,232
	かい分		61,015		41,682		47,296

- (注) 1. 本庁分は、給料及び職員手当（かいで計上される職員手当を除く）の合計額である。なお、当該人件費は各キャンパスでは歳出として計上されていないため、上表は各キャンパスの担当者に依頼して給与支給明細書より集計した数値によっている。
2. 播磨科学公園都市と高度産業科学技術研究所については職員が兼務しているケースがあり、本庁分はそれぞれのかいに係るものを別個に集計できないため、まとめて記載している。
3. 明石については、本庁分、かい分ともに地域ケア開発研究所分を含んでいる（以下、明石の数値については同様）。
4. 本庁の人員は各年度末日の教授、助教授、講師、助手（以上、教員）及び事務職、技術職、技能労務職であり、同日付退職者を含んでいる。
5. かい分は報酬及び賃金の合計額である。なお、上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。
6. かいの人員については、非常勤講師等時間給の者があり、延べ人員による比較の意義が小さいと思われるため、記載を省略している。

### Ⅲ. 監査手続及び監査結果

#### A. 報 酬

##### (1) 概要

(内容) 地方公共団体の非常勤（又は臨時）の職員等が一定の勤務に従事したことにより、その反対給付として支払われるもの。

(対象) 非常勤講師・非常勤嘱託員・学医

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	66,895	61,384	61,817
姫路書写	69,143	67,354	64,155
播磨科学公園都市	25,626	22,749	28,938
姫路新在家	45,048	41,972	36,388
明 石	48,900	27,003	33,867
高度産業科学技術研究所	25,136	28,216	23,035

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

##### (2) 監査手続

- ①平成19年3月支出分のうち、1回当たりの支出金額が100千円以上のものにつき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。
- ②非常勤講師（時間給）、非常勤嘱託員（月額）、非常勤嘱託員（日額）のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間総支給額の最も多い者1名につき、設置要綱、

採用時の決裁書、人事発令通知書、出勤簿、報酬単価表等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討した。

- ③外国人教師（外国語科目又は専門教育科目を担当させるにたる高度の専門的学識又は技能を有する外国人で大学が常勤教員に準ずるものとして任用する者）のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間支給額の最も多い者1名につき、設置要綱、採用時の決裁書、出勤簿等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討するとともに、報酬単価（月額）の決定過程につき検討を行った。

### (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、報酬に係る支払事務は、次の事項を除き適切に処理されていると認められた。

#### a. 非常勤講師に関する事項

##### ①報酬支給時間数の根拠不備について（意見）

時間割表に記載されているコマ数と出勤簿の出勤日数より両者に乗じて出勤コマ数を算定し、実際の支払の基礎となったコマ数と照合したところ、不一致があった。これは、例えば、ある曜日に4コマ担当しているが、体調不良等により、そのうちの1コマを休講していたケースがあったためである。出勤簿には当日出勤しているか否かは本人印が押印されているため確認できるが、そのうちの1コマを休講としたような場合に検証する方法がない。報酬は時間給で支払われるため、当然休講分には支払われないが、休講の証拠として、後日に書面による届出書を提出するようしておくべきである。（姫路書写）

##### ②報酬支給額の計算ミスについて（指摘事項）

非常勤講師は時間給であるため、出勤簿により把握される出席コマ数に2時間に乗じて出勤時間を算定しているが、単純計算ミスにより実際に支払うべき金額よりも少なく支給していたケースがあった。これは、おそらく出勤簿から支給対象時間を計算する作業につき、作成者以外の者によりチェックが行われていないために生じたものであると考えられる。報酬等を支払う際には、その根拠資料を作成者以外の者がチェックするようしておくことが必要である。（神戸学園都市）（播磨科学公園都市）

##### ③決裁書不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認（人事発令通知書等に知事又は兵庫県立大学長の印が使用される）がなされていないものがあった。（姫路書写）  
（播磨科学公園都市）

## b. 非常勤嘱託（月額）に関する事項

## ①報酬の払い戻し処理について（意見）

欠勤控除のため、日割計算により2日分の報酬が払い戻されているケースがあったが、該当者の平成18年度の有給日は11日あり、出勤簿で年休数を確認すると年休使用日は10日間であった。また、年休は別途の管理簿により管理されているが、当該管理簿においても年休使用数は10日間となっていた。本来は、年休残がある旨を本人に伝え、有給扱いとすべきであったと考える。（姫路書写）

## ②決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。（高度産業科学技術研究所）

## c. 非常勤嘱託（日額）に関する事項

## ①報酬支給日数の誤りについて（指摘事項）

出勤簿により把握される出勤日数と実際の支払日数を照合したところ、不一致（出勤簿が1日多い）があった。（姫路書写）（播磨科学公園都市）

この原因は、いずれのキャンパスにおいても、休日出勤を行ったにもかかわらず、事務の連絡ミスと思われるが、当該休日出勤の代休消化ができず、支払は当初（採用の際）の予定出勤日数により行われたものであった。しかしながら、代休を消化していないのであれば、出勤日数に応じた報酬を支払うべきものである。

また、相違原因は判明しなかったが、同様に出勤簿により把握される出勤日数が実際の支払日数より4日多い場合があった。（高度産業科学技術研究所）

支給金額算定時には、必ず関係証憑（出勤簿、旅行命令簿、年休台帳等）間の整合性を確認し、万一、不一致であった場合には、原因を調査し、証憑を適正に修正しておくことが必要である。（姫路書写）（播磨科学公園都市）（高度産業科学技術研究所）

## ②海外出張中の休日の扱い見直しについて（意見）

海外出張の場合、出張期間中に、土曜日・日曜日が含まれる場合があるが、出勤簿上は当該土・日曜日は出勤扱いとされており、日額報酬の支給対象とされている。しかしながら、現地において、土・日曜日を休息にあてているのであれば、支給対象となる出勤日として扱うことは合理性がないと考える。（明石）

また、学会や研究発表等は土曜日・日曜日に開催されることは稀ではないため、支給金額算定時には出張期間に休日、祝祭日が含まれている場合、学会等の日程表等入手し確認しておくことが必要である。（高度産業科学技術研究所）

## ③人事発令通知書と報酬決定額の不一致について（指摘事項）

キャンパスに通知されている各々の非常勤嘱託員の報酬の平成18年度の決定額と人事発令通知書に記載されている日額手当（実際支払額）が不一致であり、実際に支払われた額が、本来支払うべき金額よりも過大となっていた。（明石）

## ④決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあつた。（播磨科学公園都市）（明石）（高度産業科学技術研究所）

## d. 外国人教師に関する事項

## ①同意書の正副区分明確化について（意見）

外国人教師の任用に際して、日本語及び英語の二種類の同意書を作成しているが、万一、同意内容につき係争等が生じた場合に備えて、そのような場合いずれの同意書が正となるかを書面上明確にしておくことが必要である。（神戸学園都市）（姫路新在家）

## ②在宅勤務の実態把握について（意見）

外国人教師については在宅による研修を認めているキャンパスもあるが、在宅中の執務内容につき把握されていない。外国人教師の報酬は月額により決定されているため、在宅勤務中に対しても当然に報酬が支払われているのであることから、報告制度等を設け、在宅中の勤務実態を把握しておくべきである。（神戸学園都市）

## ③出勤日数の確認について（意見）

また、上記②のケースでは出勤簿上は出勤印が押されているが、本人がほとんど当該キャンパスには出勤しない（本人が当該キャンパスに出勤した際に数日分をまとめて押印している）ため、実際の出勤状況について把握されていない。当該外国人教師の場合、他のキャンパスにおいても授業のある日以外には、ほとんど出勤していないとのことであつた。外国人講師の報酬は月額により決定されており、出勤していない日についても報酬が支払われていることから、在宅による研修を認めていないキャンパスの場合、本来は無断欠勤として扱うべきものである。（姫路新在家）

## ④経験年数の扱い見直しについて（意見）

外国人教師の報酬月額を決定する際に、その一要因として過去の経験年数を勘案することとしている。この算出過程を検証したところ、「在家庭」とされている時期に関して、公立学校教育職員等の給与に関する規則別表第8「その他の期間、その他のもの」を適用し、換算率は50%で、経験年数を加算されていた。しかしながら、「在家庭」期間については、客観的に本人のスキルが向上しているとは認識し難いため、経験年数に加算すべきではないと考える。（神戸学園都市）（姫路新在家）

## B. 賃 金

## (1) 概要

(内容) 職員の勤労に対する反対給付のうち、報酬並びに給料及び諸手当を除くもの。一般的には、その雇用関係が日々雇用であり、勤務の様相が一定期間を定めて勤務する臨時的なものであり、勤務の内容がいわゆる行政事務を担当するものではなく、単純な肉体的、機械的な労務に従事する職員に対して支払われる勤労の対償。

(対象) 臨時的任用職員・日々雇用職員

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	7,562	7,260	9,259
姫路書写	24,836	12,861	25,547
播磨科学公園都市	7,331	10,466	7,522
姫路新在家	9,381	9,930	6,475
明石	12,115	14,678	13,429
高度産業科学技術研究所	5,842	4,992	7,084

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

①平成19年3月支出分のうち、1回当たりの支出金額が100千円以上のものにつき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。

②臨時的任用職員及び日々雇用職員のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間総支給額の最も多い者1名につき、取扱要領、採用時の決裁書、人事発令通知書、出勤簿、給料表等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、賃金に係る支払事務は、次の事項を除き適切に処理されていた。

## a. 臨時的任用職員に関する事項

## ①決裁書の不備について(指摘事項)

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。

(神戸学園都市) (姫路書写) (明石)



## b. 日々雇用職員に関する事項

## ①雇用通知書の作成洩れ等について（指摘事項）

受託研究のための技術補助者として雇い入れられた日々雇用者につき、対象となった受託研究が平成17年度の中途より開始され、18年度も継続していたことから、当該日々雇用者についても、継続雇用としたが、平成18年度については雇用に関する決裁及び雇用通知書が作成されていなかった。

また、日々雇用職員取扱要領においては、継続雇用した状態が1年を超えてはならない（勤務形態により例外はあるが、該当者はそれには当たらない）とされているが、当該日々雇用者は平成18年度についても年度末まで雇用されており、1年を超えて継続雇用されていた。

但し、このケースの様に外部資金による受託研究のために、継続雇用が不可欠な場合には、例外措置を設け、適切な承認手続のもと、継続適用を可能にする措置を講じておくことが必要であると考える。（高度産業科学技術研究所）

## ②出勤簿の記載誤りについて（指摘事項）

出勤簿により把握される出勤日数と実際の支払日数を照合したところ、不一致（出勤簿が6日多い）であった。該当者は休日出勤を年間6日間行っているが、これに対応する賃金支払が行われていないものであると考えられる。支給時における出勤日数の管理が徹底されていなかったものと考える。（明石）

## ③決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。  
（姫路書写）（明石）

## C. 職員手当（除く退職手当）

## (1) 概要

（内容）原則として当該団体の常勤の職員に対して支給されるもので、かならず条例で額、支給方法が定められねばならない。

（対象）常勤職員・臨時的任用職員

（各キャンパスの過去3年間の推移状況）

なお、職員手当のうち各キャンパスの歳出として計上されるものは、「I. 人件費の概要」に記載している時間外手当（夜勤手当含む）・宿日直手当・特殊勤務手当・児童手当である。

## a. 時間外手当（夜勤手当含む）

（単位：円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	13,836,213	11,333,561	11,334,333
姫路書写	10,114,387	7,218,756	6,850,387
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	2,904,943	2,647,949	3,639,930
姫路新在家	5,604,827	5,312,866	4,791,933
明石	12,473,075	10,615,703	11,253,500

- （注） 1. 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料による。  
2. 播磨科学公園都市と高度産業科学技術研究所については職員が兼務しているケースがあり、職員手当はそれぞれのかいに係るものを別個に集計できないため、まとめて記載している（以下、同様）。

## b. 宿日直手当

（単位：円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	16,800	-	-
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	4,200	-	-
姫路新在家	4,200	-	-

（注）上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料による。

## c. 特殊勤務手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	436,000	441,700	435,700
姫路書写	850,170	701,930	35,000
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	1,052,700	967,230	3,600
姫路新在家	66,570	49,650	42,000
明石	-	-	-

- (注) 1. 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料による。  
2. 以下(i)～(iv)に内容別の金額を記載している。

## (i) 夜間看護等手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	42,000	35,000	35,000
姫路新在家	42,000	42,000	42,000

## (ii) 交替制変則勤務等手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	436,000	441,700	435,700

## (iii) 放射線作業手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	808,170	666,930	-
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	1,052,700	967,230	-
姫路新在家	22,770	4,950	-

- (注) 当該手当は平成18年度より支給要件が引き上げられたため、平成18年度は支給要件を満たす者がいなかった。

## (iv) 入試業務手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	-	-	3,600
姫路新在家	1,800	2,700	

## d. 児童手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	505,000	480,000	1,675,000
姫路書写	2,350,000	2,170,000	3,965,000
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	525,000	755,000	1,690,000
姫路新在家	940,000	925,000	1,080,000
明石	715,000	595,000	690,000

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

- ①時間外手当のうちの超過勤務手当について、平成19年3月支出分のうち、各キャンパス毎に金額上位5名につき、超過勤務手当支給明細書と超過勤務命令簿、給与基本事項一覧表、出勤簿等を照合し、資料間の整合性を検討するとともに、超過勤務手当金額が正しく計算されているかについて、再計算を行った。
- ②特殊勤務手当について、該当のあるキャンパスにおいて、その内容を聴取し、手当自体の妥当性を検討するとともに、平成18年度の当該手当金額が職員の特殊手当に関する条例に基づき、正しく計算されているかについて、特殊勤務手当支給明細書と関係する根拠資料を照合し、検討した。

## (3) 監査結果

## a. 超過勤務手当に関する事項

## ①超過勤務手当の支給月ズレについて (指摘事項)

超過勤務手当支給明細書の超過勤務時間と超過勤務命令簿の超過勤務時間を照合したところ、不一致のものがあつた。不一致の内容は以下の通りであつた。

- ・前月の超過勤務時間が、単純事務処理誤り(資料間の転記入カミス)により過少となつたため、当月にその分も含めて支払つた。(姫路書写)
- ・前月以前に支払つておくべき1月度以前の超過勤務時間に対する手当が、当該支払月は予算がなかつたため、3月に支給したものがあつた。適正に承認された超過勤務時間に対する手当の支給は翌月に支払うべきものである。当該処理を認めると、社会保険料の定時改定時に恣意的に残業代を調整することにより、社会保険料を不当に低く抑えることも可能であり、当該見地からも認められるべきものではない。(明石)

## ②超過勤務命令簿の記載洩れ、記載ミスについて（指摘事項）

- ・超過勤務命令簿の超過勤務時間が記載もれ（出勤簿においては休日出勤（代休消化せず）があったが、該当する時間が命令簿に記載されていない）があり、形式上、命令簿によって承認されていない時間に対して支払いが行われている結果となっている。命令簿を適時に訂正しておく必要があった。（姫路書写）
- ・超過勤務命令簿に勤務命令時間（何時何分から何時何分まで）の記載が洩れているものがあった。（姫路書写）
- ・超過勤務命令簿上、勤務命令時間は18時から19時となっているが、超過勤務時間は2時間となっているものがあった。勤務命令時間の記載誤りであるとのことであったが、正確な記載が望まれる。（神戸学園都市）

## ③訂正印の押印について（意見）

超過勤務命令簿への記載内容を誤った場合、二重線により削除のうえ訂正しているが、承認関係を明らかにしておくために、命令者の訂正印を押印するようにしておくべきである。（明石）

## ④休憩時間の明示について（意見）

休日出勤の際に、9時から14時までの勤務命令時間に対して4時間の超過勤務時間が記載されていた。おそらく昼食等のために1時間の休憩をとったものであると思われるが、この様な場合、休憩をとらずに業務を行うこともあると思われる。無用の誤解を生じさせないためにも、イレギュラーな時間帯勤務の場合には、超過勤務命令簿に休憩時間等を記入するようにしておくことが望まれる。（明石）

また、上記のケースとは逆に、休日出勤の際に10時から16時までの勤務命令時間に対して6時間の勤務超過時間が記載されていた。このケースでは休憩をとらずに業務を行ったものと思われるが、上記と同様、無用の誤解を生じさせないために、超過勤務命令簿に休憩時間等を記入するようにしておくことが望まれる。（播磨科学公園都市）

## b. 特殊勤務手当に関する事項

## ①夜間看護等手当の支給当否について（意見）

「職員の特殊勤務手当に関する条例」第21条の2の2、第1項2号（注1）に基づき、12月29日から1月3日の間に出勤した常勤職員（保安員）に対して夜間看護手当が支給されている。

しかしながら、当該保安員については「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第5条1項（注2）に基づき、雇用当初より当該期間に勤務時間が割り振られていた者であり、一般的に考えて、正月休暇を返上して出勤しているという意味合いは薄いも

のと思われる。金額的には一日当たり 3,500 円と僅少ではあるが、夜間看護等手当を支出する本来の目的には沿わないものであると考える。(姫路書写) (姫路新在家)

(注 1) 知事が指定する行政機関、施設等に勤務する職員 勤務時間条例第 5 条第 1 項の規定により勤務時間を割り振られ、又は勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により命ぜられた勤務の一部又は全部が 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間の日において行われる業務のうち知事が指定するもの

(注 2) 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

## ②交替制変則勤務手当の支給当否について (意見)

「職員の特殊勤務手当に関する条例」第 32 条の 3、第 1 項 1 号 (注 1) 及び第 2 項 1 号 (注 2) に基づき、学内保安警備業務従事者に対して交替制変則勤務手当が支出されている。

しかしながら、当該手当とは別に夜勤手当が支払われており、交替制変則勤務手当を支給する意義はないと考える。(神戸学園都市)

(注 1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後 10 時から翌日の午前 7 時までの間において行われる業務 (第 21 条の 2 の 2 に規定する手当の支給の対象となる業務 (同条第 1 項第 1 号に規定する業務に限る。) を除く。) に従事したとき。

(注 2) 交替制変則勤務等手当の額は、前項各号に規定する勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(I) 前項第 1 号に規定する業務に従事した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その勤務時間が前項第 1 号に規定する時間の全部を含む勤務である場合 1,100 円

イ その勤務時間が前項第 1 号に規定する時間の一部を含む勤務である場合 500 円

(同号に規定する時間における勤務時間が 2 時間以上の場合にあっては、600 円)

## D. 共済費

## (1) 概要

(内容) 地方公共団体が、それに属する職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものであり、各キャンパスに計上されるものは、社会保険料及び労働保険料である。

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	5,066	4,273	4,560
姫路書写	8,031	6,358	7,523
播磨科学公園都市	3,402	3,030	3,583
姫路新在家	6,209	5,976	5,033
明石	7,154	5,031	5,981
高度産業科学技術研究所	3,709	4,216	3,593

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

社会保険料に関しては平成19年3月支出分(本来は3月に支出すべきものだが、平成18年度は3月末日が休日であったため4月支出となったものも含む)につき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。また、労働保険料に関しては平成18年度の確定精算を行った平成19年5月支出分につき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、共済費に係る支払事務は、適切に処理されていると認められた。

## E. 報償費

## (1) 概要

(内容) 一般的にいて役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償。具体例としては、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼等の提供された役務に対する反対給付が挙げられる。

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	4,046	4,543	3,782
姫路書写	7,156	6,612	6,744
播磨科学公園都市	3,835	3,630	3,557
姫路新在家	1,503	1,596	2,193
明石	1,593	1,827	1,917
高度産業科学技術研究所	-	-	-

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

平成18年度に支出が行われたもので、年間支払額が100千円を超えるものにつき、各属性毎に最上位のものにつき、各種資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

## ① チューターに対する報償費の当否について (意見)

チューター (外国人留学生に対して、指導教員の指導のもとに学習・研究・生活等についての個別の課外指導・助言を行う日本人の大学院生または学部生) に対する謝金は、1時間あたり900円で、かつ年間120時間を超えないことが制度として決められているが、154時間 (138,600円) 分の謝金が支払われている者がいた。該当者は前期と後期でそれぞれ異なる外国人留学生を担当し、各留学生に対しては120時間以内の活動であったものの、合計で年間120時間を超えたものである。チューター制度において、年間の上限時間はチューターの本業である学業に支障を起ささないために設けられていると考えられるため、各留学生一人当たりに対する上限時間であるとは考えにくく、時間管理を徹底しておくことが必要である。(神戸学園都市)

## ② 外部委員に対する報償費の当否について (意見)

平成18年9月6日に開催された研究倫理委員会に出席した外部委員に対して、4時間50分の出席に対して44,000円の謝金が支払われていた。研究倫理委員会に係る外部委員に対する謝金の算定方法については、出席1回につき11,000円とする。但



し、1時間30分を超える場合は、その超えた時間につき1時間30分毎に11,000円を加算するものとしている。

したがって当該ケースの場合、4時間30分を超える20分の出席に対して、90分相当の11,000円が支払われている結果となっており、著しく不合理である。追加支払の単価を30分毎に設定する等して、提供された役務に応分の謝金を支払うべきである。(明石)

## F. 給 料

### (1) 概要

(内容) 地方公共団体の常勤職員等に支給されるもので、その額、支給方法については条例で定められる。

(対象) 常勤職員及び教員

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	847,960	847,183	863,412
姫路書写	1,033,905	1,009,706	986,522
播磨科学公園都市	632,723	633,877	636,429
姫路新在家	572,198	575,684	580,192
明石	406,217	436,737	432,148

(注) 給料は前述の通り、各キャンパスでは歳出として計上されていないため、上表は各キャンパスの担当者に依頼して給与支給明細書より集計した数値によっている。

### (2) 監査手続

大学教員の給料は給料及び給料の調整額(以下大学院調整手当(公立学校教育職員等の給料に関する規則第19条の4))があり、大学院調整手当は文字通り大学院研究科担当職員にのみ適用されるものである。

但し、給料及び大学院調整手当については平成18年4月1日より改正されており、その際に公立学校教育職員等の給与に関する条例等により、減額となった場合には改正前との差額を給料として支給することとなっている。

したがって、給与支給明細表においては給料の内訳として改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額と改定前の規程に基づく給料・大学院調整手当との差額相当分が記載されている。

そこで、教員について、各キャンパスにおいて任意に個人を抽出し、それぞれの平成19年3月分の給与支給明細書に計上されている金額の妥当性を検証するために、以下の手続を実施した。

改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額については、給与基本事項一覧表により各人の級及び号が一致していることを確認するとともに、給料については「公立学校教職員等の給与に関する条例別表第1（第8条関係）の大学教育職給料表」と照合した。大学院調整手当については「給料の調整額の支給要領」に記載されている要件を各人が満たしているかを根拠資料と照合するとともに大学院調整手当の改定単価表と照合した。

改定前の規程に基づく給料・大学院調整手当との差額相当分のうち給料については、給与改定通知及び昇給調書により改定前の各人の給料を確かめ、大学院調整手当については改定前の単価表により各人の大学院調整手当を確かめ、改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額との差額を計算し、照合した。

### (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、給与支給明細書に計上されている金額は妥当であると認められた。但し、次の点が指摘される。

#### ①受領印徴求洩れについて（指摘事項）

銀行振込額に法定控除以外のもの（互助会費、組合費等）が控除されていることから、給与支給明細書に各人の受領印をとっておくことになっているが、受領印の徴求もれがあった。（神戸学園都市）（姫路書写）（姫路新在家）

## G. 退職手当

### (1) 概要

（過去3年間の推移状況）

（単位：千円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度
677,851	568,252	992,420
(38人)	(39人)	(51人)

（注）上表の数値は本庁及びかい分の合計額であり、各年度の歳出事項別明細によっている。

## (2) 実施監査手続

退職手当(注1)の基本額(注2)の算定方法は「公立学校職員等の退職手当に関する条例」第3条から第5条の2に退職事由、勤務期間等の別により規定されている。また、調整額(注3)の算定方法は同条例第7条の3により規定されている。そこで平成18年度に退職手当として計上したもののうち、当該条例の適用条項毎に、それぞれ1名を任意に抽出し、退職手当に関する申告書、退職手当支給決定伺、支出負担行為兼支出決定書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。

(注1) 退職手当の額は基本額と調整額の合計からなっている。

(注2) 退職手当の基本額は、退職時の給料月額に勤務期間に応じた支給率を乗じた額

(注3) 退職手当の調整額は、在職期間に応じて支給されるものであり、平成8年4月以降の各月に属していた職員の区分に応じて定める額(調整月額)のうち、その額が多いものから60カ月分の調整月額を合計した額

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、退職手当に係る支払事務は、適切に処理されていると認められた。

但し、退職手当の支給額の算定方法につき以下の事項については、今後の検討課題とすべきであると考えます。

## ①退職手当の計算方法の不合理性について(意見)

- イ. 本県職員としての在職期間のほかに、国または他の地方公共団体の常勤の職員から、引き続いて本県職員となった場合等で、国等を退職した際に退職手当の支給を受けていない場合、その期間が在籍期間に通算される場合がある(公立学校職員等の退職手当に関する条例第8条第5項)。すなわち、極端なケースでは在籍期間の大半が本県以外であっても、最終的に本県職員として定年退職を迎えた場合には、その全額を兵庫県が負担することになり不合理であり、在籍期間に応じた退職手当を負担すべきである。
- ロ. 上記と同様のケースで、国等を退職した際に退職手当が支給されている場合、特例として(公立学校職員等の退職手当に関する条例、付則第9条及び第9条の2)、本県における全期間の勤続年数に対応する支給率(調整手当考慮含む)から、国等に在籍していた勤続年数に対応する支給率を控除したものに、退職時の給料月額を乗じた金額を支給している。しかしながら、国等を退職した際に退職手当が支給されているのであれば、本県に在籍した期間のみをもって、通常の条例に従った計算を行えば足りるものである。

## 6. 請負・委託契約事務に関する事項

兵庫県立大学の請負・委託契約の状況を把握し、そのうち平成18年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠しているかどうかを検討することとした。

## (I) 請負・委託契約の直近3年間推移

各キャンパス（5箇所）と本庁及び本部における請負・委託契約の過去3年間推移（平成16年度～18年度に契約された案件）は県から提出された資料によれば下記のとおりである（請負については1契約あたり2,500千円以上、委託については1,000千円以上を対象として記載している）。

## 請負契約3年間推移（2,500千円以上の案件のみ）

（単位：千円）

事業所	契約締結方法	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		指名競争入札	随意契約	指名競争入札	随意契約	指名競争入札	随意契約
本 庁	予定価格(a)	588,525	—	23,362	—	708,750	—
	契約金額(b)	536,025	4,676	20,863	—	578,497	—
	落札率(b)/(a)	91%	—	89%	—	82%	—
神戸学 園都市	予定価格(a)	—	—	8,908	—	—	—
	契約金額(b)	—	—	6,122	—	—	—
	落札率(b)/(a)	—	—	69%	—	—	—
公園 都市	予定価格(a)	—	—	3,604	—	7,849	—
	契約金額(b)	—	—	3,570	—	5,722	—
	落札率(b)/(a)	—	—	99%	—	73%	—
明 石	予定価格(a)	9,989	—	11,559	—	—	—
	契約金額(b)	9,975	—	11,422	—	—	—
	落札率(b)/(a)	100%	—	99%	—	—	—

## 委託契約3年間推移(1,000千円以上の案件のみ)

(単位:千円)

事業所	契約締結方法	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		指名競争 入札	随意契約	指名競争 入札	随意契約	指名競争 入札	随意契約
本部	予定価格(a)	—	—	2,079	—	2,740	—
	契約金額(b)	—	35,765	1,785	31,371	2,352	28,231
	落札率(b)/(a)	—	—	86%	—	86%	—
神戸学園都市	予定価格(a)	39,701	—	11,213	—	11,238	—
	契約金額(b)	29,905	19,489	9,186	17,790	8,820	17,789
	落札率(b)/(a)	75%	—	82%	—	78%	—
姫路書写	予定価格(a)	29,169	—	20,610	—	27,109	—
	契約金額(b)	23,480	27,758	19,199	22,454	19,574	22,165
	落札率(b)/(a)	80%	—	93%	—	72%	—
姫路新在家	予定価格(a)	18,271	—	18,348	—	18,060	—
	契約金額(b)	14,697	3,437	14,819	3,437	14,614	9,778
	落札率(b)/(a)	80%	—	81%	—	81%	—
播磨科学 公園都市	予定価格(a)	21,615	—	21,825	—	87,518	—
	契約金額(b)	17,700	12,379	19,982	14,328	75,752	13,461
	落札率(b)/(a)	82%	—	92%	—	87%	—
明石	予定価格(a)	16,422	—	15,855	—	15,645	—
	契約金額(b)	14,703	12,940	14,935	17,957	15,117	14,766
	落札率(b)/(a)	90%	—	94%	—	97%	—
高度研	予定価格(a)	21,132	—	22,706	—	21,892	—
	契約金額(b)	19,498	154,130	20,496	128,107	19,740	119,863
	落札率(b)/(a)	92%	—	90%	—	90%	—

## (2) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

各事業所へ往査し、過去3年間の工事請負費及び委託料の歳出推移(平成16年度～18年度)を把握し、平成18年度に契約した案件のうち請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上を対象として契約関係書類(起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続きに関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等)を提示いただき、契約管理状況を検討した。

## (3) 監査の結果

## A. 本庁関係

本庁の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

## 大学整備費

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学整備費	1,171	17,169	8,871
(上記のうち大学分)	(1,171)	(17,169)	(1,365)
工事請負費	529,523	26,543	585,795
(上記のうち大学分)	(529,523)	(26,543)	(521,423)

(注) 大学整備費の委託料が平成17年度に比較的多いのは、当該年度に神戸学園都市キャンパス敷地内に会計研究棟を、姫路書写キャンパス敷地内に産学連携共同実験棟を整備するため、地盤調査等を実施したことが主な要因である。

また、工事請負費が平成16年度及び18年度に比較的多いのは、平成16年度は地域ケア開発研究所建築工事を行ったこと、平成18年度は神戸学園都市キャンパス敷地内に会計研究棟と姫路書写キャンパス敷地内に産学連携共同実験棟の建築工事を行ったことが主な要因である。

本庁の平成18年度に契約した請負・委託契約（請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上）の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	708,750	578,497	8	82%

## 委託契約；平成18年度

該当案件なし。

上記、請負契約の指名競争入札の落札率分布データは下記のとおりである。

## 請負契約（指名競争入札分）平成18年度

落札率	各割合の件数
95%以上 98%未満	1
80%以上 85%未満	2
75%以上 80%未満	3
75%未満	2
計	8

上記請負契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	予定価格	(当初) 契約金額	落札率
県立大学産学連携共同実験棟 (仮称) 建築工事	指名競争入札	249,270	194,145	78%
〃 電気設備工事	〃	126,420	103,824	82%
〃 機械設備工事	〃	67,704	48,300	71%
〃 昇降機設備工事	〃	14,280	11,004	77%
県立大学神戸学園都市キャンパス 会計専門職大学院学舎(仮称) 建築工事	〃	145,635	138,600	95%
〃 電気設備工事	〃	57,435	47,974	84%
〃 機械設備工事	〃	36,571	26,040	71%
〃 昇降機設備工事	〃	11,434	8,610	75%

平成18年度の請負契約に係る業務を確認したところ摘記すべき事項は特になかった。

#### B. 本部関係

本部の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	15,909	15,237	11,111
大学運営費	22,015	20,072	22,695
工事請負費			
エバーレ社会推進費	—	997	—

(注) 平成18年度の大学維持管理費が11,111千円へと減少している主要因は、平成18年度は神戸キャンパス清掃業務及び大学図書館システム保守管理以外の相当額の委託料の支払いがなかったためであると考えられる。

本部の平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

#### 請負契約：平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	2,740	2,352	1	86%
随意契約	—	28,231	7	—

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
授業評価アンケートの集計、分析及び報告書作成業務委託	指名競争入札	高度な専門的技術が必要のため	2,740	2,352	86%
神戸キャンパス清掃業務委託	随意契約	単純作業であり、事務を効率的に処理するため	—	8,081	—
大学図書館システム保守管理業務委託	〃	高度な専門的技術が必要のため	—	2,032	—
カウンセラー事業委託	〃	〃	—	4,000	—
発明評価業務委託	〃	〃	—	1,877	—
大学案内2007年度版制作事業委託	〃	〃	—	2,940	—
スクールバス試験運行調査業務委託	〃	〃	—	5,100	—
大学学歌製作業務委託	〃	〃	—	4,200	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

## ① 検査調書作成の要否判断の明確化について（意見）

財務規則第107条に検査調書の作成及び契約担当者への提出が記述されている（ただし、同条第2項に契約金額1件200万円以下のものについては作成を要しないことが記述されている）。

この検査調書の作成の要否の判断（契約金額1件200万円以下かどうか）を支払金額で判断するのか契約金額で判断するのかについて現場レベルでは明確に把握しておらず、実務上の混乱が見受けられる（例えば、月払いの場合であれば（契約金額では200万円を超えていても）毎月の支払額が200万円以下となるのであれば検査調書は必要ないと判断されているケースがある）。

月払いの都度、検査調書を作成しなくても（実務的には管理責任者が委託業者からの請求時に内容を確認し、そのうえで支払っているのであれば）支障はないとも考えられるが、最終の支払時（契約満了時）に契約が約定どおりに完遂されたということを確認し検査調書を作成しておくことは必要ではないかと思われる。検査調書の要否の実務上の判断基準を明確にしておくべきではないかと考える。



## C. 神戸学園都市キャンパス関係

神戸学園都市キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	29,733	28,640	31,021
大学運営費	7,004	10,884	7,334
緊急雇用創出事業費	21,147	—	—
工事請負費			
ユニバーサル社会推進費	—	8,907	5,480

(注) 平成17年度の大学運営費は10,884千円と平成16,18年度に比し多くなっているが、この主な要因は特別教育研究助成金による教員の調査研究によるアンケート調査等の業務委託があったためである。また、平成16年度に緊急雇用創出事業費として21,147千円の委託料が支出されているが、これは主に雇用失業対策を目的とした緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る事業である。  
工事請負費(ユニバーサル社会推進費)が平成17,18年度に8,907千円及び5,480千円支出されているが、これらの業務は主に誘導ブロック設置とオストメイトトイレ設置工事である。

神戸学園都市キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	11,238	8,820	2	78%
随意契約	—	17,789	7	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約 平成18年度

落札率	各割合の件数
80%以上 85%未満	1
75%以上 80%未満	1
計	2

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学舎清掃	指名競争入札	多量な単純作業のため	8,741	6,741	77%
空調機保守点検	〃	専門的技術が必要なため	2,497	2,079	83%
エレベーター保守点検	随意契約	専門的技術が必要なため	—	4,756	—
近隣大学交流事業委託	〃	大学運営上必要なため	—	4,064	—
事務業務等委託	〃	多量な単純作業のため	—	3,435	—
産業廃棄物処理	〃	許可が必要なため	—	1,931	—
ガス吸引冷温水機保守点検	〃	専門的技術が必要なため	—	1,470	—
地域を支える社会企業家育成のための国際連携事業—大学院経済学研究所・経営学研究所との共同提案にかかわる業務委託	〃	専門的技術が必要なため	—	1,100	—
夜間主コース委託	〃	変則な条件であるため	—	1,033	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①学舎清掃業務の確認手続の不備について（指摘事項）

a. 作業完了届に関する事項

毎月、業者から「作業完了届」の提出を受けているが、平成18年4月の学内清掃作業の完了届が提出されていなかった（他方において一般廃棄物処理業務に関する作業完了届けが重複して提出されている。完了届けの提出誤りではないかと推察される）。

b. 委託業務日報に関する事項

日々の清掃業務については、「委託業務日報」を業者から提出してもらい実施内容を確認しているとのことであるが、この日報上、実施項目に丸印が記載されるべき箇所に記載がなされていない部分が相当見受けられた（清掃したが記載漏れとなっているのか、あるいは、清掃がなされていないのかが事後的に判然としない）。

また、週に1回あるいは2回実施するように決められている清掃業務について当該業務日報で実施状況を確認したところ、例えば三木記念講堂は、仕様書上、週2回清掃作業を実施することになっているが、平成18年9月25日（月）～平成18年10月3日（火）の期間中、実施されておらず（日報上、丸印が記載されていない）、屋外便所及び弓道場は週1回清掃作業を実施することになっているが、平成18年10月30日（月）～平成18年11月9日（木）の期間中、実施されていないのではないかと推察

される。委託業務日報において実施すべき項目に丸印が記載されていない場合には実施状況を確認しておくことが必要である。

なお、清掃業務は上述のように「委託業務日報」にて実施状況が確認できるが、年2回実施する清掃作業の実施状況はこの業務日報では確認できない。確認するための書面を整備されることが必要である。

② 決裁書の公印使用承認欄の押印洩れについて（指摘事項）

「文書法制事務の手引」第3章第2節公印の使用 3 公印及び契印の使用によれば、浄書文書を公印の保管者又は公印取扱主任に示し、押印審査をうけることになっているが、委託契約にかかる決裁書の公印使用承認欄には押印がなされていなかった。

押印がないと押印審査がなされたのかどうか事後的には把握できなくなるので公印使用承認欄に押印しておくことが必要である。

なお、同様の指摘事項は姫路書写キャンパス、播磨科学公園都市キャンパス、高度産業科学技術研究所でも指摘された。

③ エレベーター保守業務の確認手続不備について（指摘事項）

エレベーター保守仕様書どおりの作業がなされているかどうかエレベーター作業報告書等により確認した。その結果、下記の不備事項があった。

i) 下記の月の作業報告書が提出されていなかった。

・平成18年4、5月の研究棟Ⅰ並びに大学会館の小荷物専用昇降機及び大学会館の機械レス乗用エレベーター

・平成18年5月の教育棟（3号）及び図書館（4号）エレベーター

ii) 機械レスエレベーター仕様書によれば、毎年1回、建築基準法に基づく昇降機の定期検査を実施することになっているが、この定期検査成績表を業者から入手されていない。

④ 廃棄物処理業者の選定理由について（意見）

産業廃棄物処理を業者に随意契約で委託しているため、その理由を聞いたところ、各研究棟等から排出される廃棄物を収集して所要の分別を実施し処分してくれる業者が当該業者しか見当たらなかったとのことである。

この選定経緯等を記載した決裁書の有無を質問したところ、作成していないとのことであった。経緯と選定理由（根拠）を明らかにした決裁書を作成しておくことが望まれる。

## D. 姫路書写キャンパス関係

姫路書写キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	46,175	41,614	35,017
大学運営費	12,751	6,374	12,005
工事請負費	—	2,362	1,265

(注) 大学運営費が平成16年度の12,751千円から平成17年度は6,374千円へと減少しているが、これは、主に平成16年度で実施した単発の植栽委託業務5,033千円がなくなったことがあげられる。また、平成18年度に12,005千円へと増加した主な要因は、受託研究の再委託(2,600千円)及び入試システム変更・処理の委託料(3,235千円)の増加があげられる。

また、大学維持管理費が平成16年度から漸次減少している主な要因は、予算削減の方針のもとで業務を見直し平成17年度においては平成16年度に委託した図書館システム保守(2,520千円)とホームページ更新(742千円)を実施していないこと、平成18年度においては、エレベーター保守委託料が4,681千円減少したことがあげられる。

姫路書写キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	27,109	19,574	6	72%
随意契約	—	22,165	5	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約 平成18年度

落札率	各割合の件数
90%以上 95%未満	2
85%以上 90%未満	1
75%以上 80%未満	1
75%未満	2
計	6

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学舎清掃	指名競争入札	単純作業であるため	9,400	8,164	87%
RI 施設環境測定	〃	高度な専門的技術が必要なため	2,295	1,764	77%
実験排水処理設備保守	〃	〃	1,563	1,449	93%
エレベータ保守	〃	〃	7,025	4,101	58%
冷温水機保守	〃	〃	1,726	1,575	91%
電気工作物保安全管理	〃	〃	5,097	2,520	49%
夜間警備	随意契約(不落)	勤務が変則的であるため	—	6,054	—
シャトル運転	〃	〃	—	4,573	—
入試システム変更	随意契約	多量な事務を短時間で処理するため	—	4,315	—
入試システム処理	〃	〃	—	4,622	—
受託研究の再委託	〃	高度な専門的技術が必要なため	—	2,600	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

## ① 判決書の日付記入洩れについて (指摘事項)

「文書法制事務の手引」第2章第3節判決の1 判決 6 判決年月日の記入によれば、判決が完了したときは、必ずその年月日を起案文書の所定欄等に記入しなければならないようになっているが、入札通知何いの起案日、判決日がいずれも記載されていなかった。日付が空欄であると判決作業が適時に行われたのかどうか確認できないので入札通知何いの起案日、判決日は記載しておくことが必要である。

## ②委託業務完了確認手続の不備について（指摘事項）

財務規則第105条によれば、契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならないように定められている。当該財務規則に照らし、平成18年度の委託契約の検査状況を確認した結果、下記の事項があげられる。

- a. 学舎清掃実施完了報告書において完了報告及び確認がなされるようになっているが、次の問題点がある。
- 7) 平成18年11月から清掃実施完了報告書における検査確認欄が空欄になっており、検査業務がなされているのかが不明であった。
- 1) 清掃委託共通仕様書どおりの作業がなされているかどうかを清掃実施完了報告書に基づき確認したところ、下記の業務が完了報告書には記載されていなかった（そのため仕様書どおりの作業が実施されているのかが確認できなかった）。

清掃箇所	実施業務	回数	摘要
事務室、印刷室、非常勤講師室、各階廊下、階段、講義室 6221, 6223, 6224, 6231, 6232, 6231	床上に中性洗剤を散布し電気ポリシャで洗浄のち、汚れを完全にふきとり、乾燥後ワックス塗装、再び乾燥の上電気ポリシャで光沢だしをする。	年2回	平成18年8月に実施報告がなされているが、残りの1回の実施報告が確認できなかった。
事務室、各玄関、印刷室	ガラス面の洗浄ぶき及びカラぶき	年1回	実施報告が確認できなかった。

- b. 平成18年10月のエレベーター定期点検報告書の点検確認印が洩れていた。

## ③入試システム変更・処理業務にかかるセキュリティ対策について（意見）

入試システム変更・処理に関する委託業務は民間事業者と契約しており、センター試験結果等をはじめとする個人データの受け渡しを行っている。業務委託契約書においては、セキュリティ対策の一環として特別事項を盛り込んでおり、その中に「運用管理者（この場合は兵庫県立大学）は、外部委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成しなければならない。」という条項が設けられている。この条項に基づいた名簿作成の有無を確認したところ、作成されていないとのことであった。昨今の情報管理の厳格化を考えれば、入試関係の機密情報を取り扱う外部委託業者の担当者を把握し、例えばデータの受け渡しの際に名簿に記載されていない担当者が関与していないかどうか等が確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

## E. 播磨科学公園都市キャンパス関係

播磨科学公園都市キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	35,376	40,973	35,683
大学運営費	1,556	3,460	15,933
工事請負費			
ユニバーサル社会推進費	—	3,570	7,850

(注) 平成17年度の大学維持管理費が40,973千円へと増加している要因は、清掃頻度の増加に伴い清掃費が2,300千円増加したことと放射線測定業務が平成17年度から約1,300千円増額したことがあげられる。また、平成18年度に35,683千円へと減少している主な要因は、平成18年度から長期継続契約を推進し、委託契約金額が縮減されたためであると考えられる。

工事請負費(ユニバーサル社会推進費)が平成17年度に3,570千円及び平成18年度に7,850千円支出されているが、これらの支出は、平成17年度は点字触知盤等の設置にかかるものであり平成18年度はトイレのオストメイト化及び階段手摺設置にかかるものである。

播磨科学公園都市キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	7,849	5,722	1	73%

委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	87,518	75,752	9	87%
随意契約	—	13,461	5	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約（指名競争入札分） 平成18年度

落札率	各割合の件数
98%以上	3
95%以上 98%未満	2
80%以上 85%未満	1
75%未満	3
計	9

播磨科学公園都市キャンパスの平成18年度契約（請負契約は2,500千円、委託契約は1,000千円以上の案件のみ）の内容は下記のとおりである。

## 契約一覧（請負契約）

（単位：千円）

契約内容	契約締結の方法	予定価格	契約金額	落札率
ユニバーサル化整備工事	指名競争入札	7,849	5,722	73%

## 契約一覧（委託契約）

（単位：千円）

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
常駐警備委託	指名競争入札	勤務が変則的であるため	26,775	21,787	81%	(注)
植栽維持管理委託	"	高度な専門的技術が必要なため	16,650	16,065	96%	(注)
学舎清掃作業	"	事務を効率的に処理するため	22,050	21,186	96%	(注)
空調設備保守点検作業	"	高度な専門的技術が必要なため	3,790	3,790	100%	
エレベーター保守	"	"	3,439	2,331	68%	
機械警備	"	勤務が変則的であるため	4,422	1,638	37%	(注)
水質調査(排水調査)	"	高度な専門的技術が必要なため	1,359	1,351	99%	(注)
放射線測定業務	"	"	3,780	2,457	65%	(注)
植栽委託	"	"	5,250	5,145	98%	
環境維持業務	随意契約(不落)	"	-	1,848	-	(注)
電話交換機保守点検	随意契約	"	-	1,323	-	
高圧ガス製造設備定期自主点検	"	"	-	1,344	-	
人材派遣 (受託研究実験補助業務)	"	"	-	3,203	-	
研究開発委託 (受託研究実験補助業務)	"	"	-	5,742	-	

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。



平成18年度の請負・委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①学舎清掃作業の確認手続等の不備について（指摘事項）

清掃業務請負契約第21条によれば、請負業者は、仕様書に基づき請負業務の実施計画を作成し、計画的に業務を実施のうえ、仕様書に定める書式をもって報告するようになっている。この報告（清掃実施報告）を閲覧したところ、月1回の作業が定められている生体材料センターの清掃について12月の報告がなされていなかった。

また、週1回の作業が定められている本部棟の清掃について平成19年2月21日から年度末（3月31日）まで実施報告がなされていなかった。この理由を質問したところ、施設利用の頻度が時期によって異なる場合があるので必要に応じて清掃を行ってもらうことで業者とは話し合い済みであるとのことであった。このように状況に応じ変則的な作業を行う場合にはそれを実施計画に見込める範囲で盛り込み、事後的に計画どおりの作業が適切になされているかどうか確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

また、清掃業務請負契約第12条によれば、請負業者から従業員名簿を入手することになっているが、平成18年度は入手されていなかった。保安のためにも名簿を入手し、所定の清掃担当者以外の不審者が出入りしていないかどうか確認できるようにしておくことが必要である。

②指名競争入札の業者選定について（意見）

財務規則第93条「指名競争入札の参加者の指名」によれば、契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札の入札参加資格者のうちから当該入札に参加させようとする者をなるべく5人以上指名しなければならないようになっている。当該定めに照らし、当キャンパスにおける委託業務を検討したところ、5名より少ない業者で選定されている場合がある（例；入札委託名 兵庫県立大学理学部水質調査は4社、RI施設作業環境測定作業は3社しか選定されていない）。5人以上の指名をしない理由を入札通知何い等に明記しておくことが望まれる。

③排水の調査項目の選定等について（意見）

実験棟から排出された排水を放水するにあたって、水質が汚濁していないかを検査し、汚水された排水が排出されることを防止するために特定の項目について採取し、分析する業務を委託されているが、この調査選定項目は、委託業務を以前に発注していた業者に播磨高原浄化センター放流水の排出基準に照らし問題がないかどうか確認

されて以降、そのままになっているのではないかとと思われる。確認主体は大学サイドにあると思われるので定期的に確認しておくことが望まれる。

また、平成18年12月の検査において特定の項目（ジクロロメタン）が基準値の0.2 mg/Lを超えていた（0.37 mg/Lの検出）。

当該事態に対して、担当者のメモでは平成19年1,2月の検査でも基準値を超えるようなことがあれば環境保全委員会で対応を検討するというように記述されている。その後の計量証明書を見ると、1,2月においても基準値を超過しているが環境保全委員会を開催した議事録が残っていない。3月には結果として基準値内には収まっているが、対応状況を残していくことが望まれる。

#### ④空気環境測定業務の回数について（意見）

研究棟、本部棟及び実験棟等を対象に空気環境測定を実施されているが、この測定業務がどの法令に基づき、何回実施すべきなのかが判然としていない。

法令に基づいたものではなく任意で実施されているものであれば環境保全委員会等で実施回数等を検討し、これにより委託業務費用の節減が図れるかどうか検討しておくことが望まれる。

#### ⑤ユニバーサル化整備工事の工事検査調書の日付及び工事起工伺いの不備について（指摘事項）

ユニバーサル化整備工事は予算令達時期が遅く（3月）また、播磨科学公園都市キャンパスの場合には、再入札となったため、契約工期が3月27日～30日と3月末直前になっている。

この結果、実際には工事施工が4月にずれこみ、工事の完了を4月に確認後、工事検査調書を3月30日付で作成している。

また、上記のように再入札となった結果、予算に余裕ができ、この余剰金をユニバーサル化に生かすためにウォシュレット設置工事を行うことが急遽決定されたため工事起工伺いが作成されていない。

上記の状況から

- ・本来、このように年度末までに工事が完了することが見込めない場合には、繰越明許費とすることが適切ではないか、また、検査調書を3月30日付で作成するのは不適切なのではないか
  - ・ウォシュレット設置工事の工事起工伺いが無いのは不適切ではないか
- という問題点があげられる。

## F. 姫路新在家キャンパス関係

姫路新在家キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	22,655	23,264	22,716
大学運営費	2,340	970	630
工事請負費			
EPA-お社会推進費	—	1,344	1,158

(注) 平成16年度の大学運営費が2,340千円と平成17、18年度に比し多くなっている主な要因は、場と緑の継承・再生(プロジェクト国際会議)報告の作成、会議運営の委託料1,500千円が支出されているためである。

姫路新在家キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 契約総括

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	18,060	14,614	2	81%
随意契約	—	9,778	1	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約(指名競争入札分) 平成18年度

落札率	各割合の件数
98%以上	1
75%未満	1
計	2

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
清掃業務	指名競争入札	広範囲であり職員の業務が困難なため	8,820	8,683	98%	
警備業務	"	夜間勤務であり職員の業務が困難なため	9,240	5,931	64%	
昇降機保守点検	随意契約	専門的技術を要するため	-	9,778	-	(注)

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約 (9,778千円) であり、そのうち平成18年度分は3,259である。

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①公印の使用承認欄の押印について (指摘事項)

「文書法制事務の手引」第3章第2節公印の使用3公印及び契印の使用によれば、浄書文書を公印の保管者又は公印取扱主任に示し、押印審査をうけることになっているが、委託契約にかかる決裁書として公印使用承認欄がない決裁書を利用されていた。押印審査がうけられるよう所定の決裁書様式を利用されることが望まれる。

②委託業務検査結果通知について (意見)

財務規則第105条及び第107条によれば、委託業務についても検査調書(委託業務検査結果通知)を作成することが必要ではないかと考えられるが、(今回、委託契約の中から抽出し契約概要を検討した) 警備委託業務はこの委託業務検査結果通知が作成されていなかった。業務日報により代替できるという判断から作成は必要ないとの認識をされているが、上記規則に準じて、契約満了時には委託業務検査結果を作成し、契約担当者に通知しておくことが必要ではないかと考える。

G. 明石キャンパス関係

明石キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	31,783	30,838	29,837
大学運営費	6,826	8,646	14,119
大学整備費	-	5,852	-
工事請負費			

大学整備費	10,547	—	—
ユニバーサル社会推進費	—	11,422	945

(注) 委託料のうち大学運営費が平成16年度～平成18年度にかけて増加しているが、これは平成16年度に学部が統一化され実習項目が増加しているためとのことである。特に18年度に増加している要因として、実習単価がUP(県立病院単価100円⇒120円)したこと、COE制度(H18,19年度のみ)の人材派遣委託(ケ研)が3,748千円あること、看護学部ホームページ更新委託料989千円が計上されていることがあげられる。

また、平成17年度に大学整備費が5,852千円発生しているが、これは地域ケア開発研究所新築工事に伴う埋蔵文化財調査の出土品整理によるものである。

平成16年度の工事請負費として大学整備費が10,547千円発生しているが、これは自転車置場新設工事である。また、ユニバーサル社会推進費が平成17年度に11,422千円発生しているが、これは、構内の点字ブロック及び掲示板の設置費用である。

明石キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

**請負契約；平成18年度**

該当案件なし。

**委託契約；平成18年度**

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	15,645	15,117	3	97%
随意契約	—	14,766	6	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

**委託契約(指名競争入札分) 平成18年度**

落札率	各割合の件数
98%以上	1
95%以上 98%未満	1
85%以上 90%未満	1
計	3

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学内清掃	指名競争入札	単純な作業を連続して行うため、効率化を目的に委託	9,240	9,185	99%
常駐警備	"	変則的(夜間・休日)な勤務であるため委託	4,305	4,095	95%
学内OA機器保守管理	"	専門的な技術が必要なため委託	2,100	1,837	87%
環境整備委託業務	随意契約	単純な作業を連続して行うため、効率化を目的に委託	-	2,336	-
エレベーター保守管理	"	専門的な技術が必要なため委託	-	2,233	-
空調設備保守管理	"	"	-	2,047	-
実習委託(援助論実習長期)	"	高度な専門的技術が必要なため委託	-	1,893	-
実習委託(生涯健康看護ⅠⅡ)	"	"	-	2,507	-
人材派遣委託(ケア研) ~21世紀COEプログラムの交付対象	"	臨時的な業務のため委託	-	3,748	-

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①清掃委託業務の業務完了報告書の確認印洩れについて(指摘事項)

清掃業務委託業者から毎月、業務完了報告書が提出されているが、この報告書の記載内容を確認することにより、委託契約に従った業務が適切に実施されているかどうかを確認できるのではないかと考えられる。この報告書を閲覧したところ、担当部署の業務実行確認印が12月分しかなされていなかった。他の月も確認印を押印しておくことが必要である。

②エレベーター保守点検委託業務の作業報告書入手洩れについて(指摘事項)

エレベーター保守点検作業は仕様書によれば毎月2回技術員を派遣し、所定の定期試験及び点検を行うようになっている。この点検結果が「エレベーター作業報告書」等によって確認できるが、平成18年5月の3号機及び小荷物専用昇降機の作業報告書を手入されていなかった。点検された結果を確認するために適時に入手しておくことが必要である。

## ③環境整備委託業務の業務計画書と実施報告書の不備について（指摘事項）

環境整備委託業務に関する仕様書では業務計画書を予め業者が提出し、委託者の承認を得るとともに実施報告書を翌月10日までに提出するようになっている。しかしながら、この業務計画書が提出されておらず、また提出された実施報告書の提出日付が空欄の月があり、報告書の内容確認印が押印されていなかった。

環境整備は作業が天候に左右され草抜きやゴミ拾いは同じところを繰り返し行っているという面があるが、仕様書に記載されている業務計画書を入手し、当該計画に比し実際に実施した作業がほぼ充足しているかどうか確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

## ④警備業務委託契約の警備計画仕様書に記載の管理規程の不備について（意見）

警備業務委託にかかる警備計画仕様書にはその目的及び主要業務等が記述されており、そこでは、警備業務を行うにあたり安全管理規程あるいは大学の管理規程を遵守するようになっている。これらの遵守すべき管理規程が具体的に何を指すのか質問したところ、具体的な規程が明確ではなかった（例えば、現状の大学の管理規程としてあげられるのは実習室・実験室の管理運営に関する内規がある程度である）。

仕様書で遵守すべきとされている具体的な規程を明確にし、委託先にも十分内容を認識しておいてもらうことができるようにしておくことが望まれる。

## ⑤実習委託契約の随意契約審査会の要否の記述について（意見）

実習委託契約は、随意契約で行っているが、これは随意契約取扱要領第2(2)の力（県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との当該事業の委託契約）に基づくものであり、随意契約審査会の審査を要しないとのことであるが、契約締結を裁定する決裁書あるいは支出負担行為書にこれを明記しておくことが望ましい。

## H. 高度産業科学技術研究所関係

高度産業科学技術研究所の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学運営費	180,671	158,191	145,998
工事請負費	—	—	—

(注) 平成16年度の大学運営費が180,671千円で平成17,18年度は少なくなっているが、その要因は、予算削減によるものである。  
 なお、大学維持費が発生していない主な要因は、高度産業科学技術研究所が県からの使用承認物件であるため維持費が発生しないためである。

高度産業科学技術研究所の平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

該当案件なし。

委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	21,892	19,740	3	90%
随意契約	—	119,863	12	—

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

委託契約(指名競争入札分) 平成18年度

落札率	各割合の件数
95%以上 98%未満	1
85%以上 90%未満	1
75%未満	1
計	3

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
ニュースパル機械設備 定期点検業務	指名競争 入札	安全で正常な機能の維持 管理を図るため。	13,492	12,915	96%	
ニュースパル電気設備 定期点検業務	"	"	4,095	3,045	74%	
ニュースパル施設清掃業務	"	効率的な運営を図るため	4,305	3,780	88%	(注)
ニュースパル運用等実施業務	随意契約	高度な専門的技術を要す るため。	—	82,026	—	
ニュースパル装置 定期点検保守業務	"	安全で正常な機能の維持 管理を図るため。	—	8,190	—	



ニュースバル装置 RF 系システム保守点検業務	"	"	-	5,670	-	
ニュースバル装置制御システム保守管理業務	"	"	-	5,170	-	
ホットエンボス装置の改造	"	高度な専門的技術を要するため	-	3,360	-	
ニュースバル挿入光源装置定期点検保守業務	"	安全で正常な機能の維持管理を図るため	-	3,150	-	
クリンルーム設備保守点検業務	"	高度な専門的技術を要するため	-	2,835	-	
ニュースバル安全管理システム定期点検業務	"	安全で正常な機能の維持管理を図るため	-	2,622	-	
ニュースバル装置挿入光源制御装置更新業務	"	"	-	2,500	-	
ニュースバル装置 RF 系システム冷却水系流量計交換作業業務	"	"	-	1,751	-	
精密機器搬出入業務	"	高度な専門的技術を要するため	-	1,496	-	
オイルフリースクロール真空ポンプメンテナンス	"	"	-	1,092	-	

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。

平成 18 年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①ニュースバル運用等実施業務の検査通知洩れについて (指摘事項)

ニュースバル運用等実施契約第 10 条によれば、県立大学事務局長は委託先 ( (財) 高輝度光科学研究センター) から業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、遅滞なく検査結果を委託先に通知しなければならないようになっていたが、平成 18 年度はこの毎月の通知がなされていなかった (年度末に一括して検査結果通知書を提出)。既に 19 年度については実施されているとのことであるが契約に準拠し毎月通知するのを失念しないようにしておくことが必要である。

②委託業務完了報告及び検査調書の不備について (指摘事項)

委託業務が完了した段階で業者から委託業務完了報告を入手するのが原則であると思われるが、この報告が見当たらない案件が複数あった (例; ニュースバル装置定期点検保守業務)。また、財務規則第 107 条に検査調書の作成及び契約担当者への提出が記述されているが、委託業務が完了するもこの検査調書が見当たらない案件があった (ホットエンボス装置の改造業務委託)。

必要な文書は入手 (あるいは作成) し、適切に保管しておくことが必要である。

## 7. その他支出（需用費、旅費等）に関する事項

## A. 需用費及び備品購入費

## (1) 概要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費であり、具体的には庁用器具費、機械器具費、動物購入費等が含まれる。

なお、平成18年度における需用費支出額のうち、今回検討対象とした本部及び各キャンパス（以下、B及びCも同様）の細節内訳金額は次のとおりである（当該細節内訳については、財務会計システムより集計することが困難なため、消耗品費以外の細節に該当する金額を担当者が手で集計し、消耗品費については、需用費の合計額から消耗品費以外の細節の金額を差し引いた金額であるとのことであった）。

(単位：千円)

内 訳	本 部	神戸学園都市	姫路書写	播磨科学公園都市	姫路新在家	明 石	高度産業科学技術研究所
消耗品費	11,967	71,734	224,736	163,792	70,577	37,202	129,715
燃 料 費	1,188	392	1,321	39	651	90	—
食 糧 費	27	209	11	—	—	51	—
印刷製本費	6,471	10,884	10,556	10,717	7,554	6,052	1,144
光熱水費	70,991	47,455	111,802	78,877	36,920	28,046	70,966
修 繕 費	76	24,141	33,103	30,927	18,305	38,766	12,391
合 計	90,722	154,817	381,532	284,355	134,009	110,209	214,217

## (2) 監査手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- ①平成18年度の需用費については、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の細節別の支出金額上位5件又は100万円以上のもの（但し、燃料費及び食料費等各キャンパス等で金額的に重要性がないと思われる細節に関するものは対象外とした）について、備品購入費については、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（本部及び高度産業科学技術研究所については支出金額上

位3件)について、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、開札結果表、契約書(又は請書)、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。

②抽出した案件につき、検収日(物品等の購入日)から支払日までの期間が長いもの(3ヶ月以上)の理由について確認した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続①については、以下の点を除き、本部及び各キャンパス(高度産業科学技術研究所を含む)の需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

また、上記の監査手続②について、検収日から支払日までの期間が3ヶ月を超えるものは、検討した案件に関して、姫路新在家キャンパスにおいて1件該当したが、その理由を確認したところ、相手先の請求書の発行が遅延していたことによるとのことであり、支払事務としては問題ないものと認められた。

#### ① 支出負担行為兼支出決定書の不備について(指摘事項)

需用費に関して、上記で抽出した案件について支出負担行為兼支出決定書を確認したところ、明石キャンパスに関する抽出分のうち4件、支出負担行為兼支出決定書の決定者は本来事務部長である必要があるものについて、総務課長となっていた。これらについては、明石キャンパスの前身である旧兵庫県立看護大学における「兵庫県立看護大学処務細則」に規定に基づく決定者となっていたとのことであった。

また、姫路新在家キャンパスに関する抽出分のうち1件、支出負担行為兼支出決定書の支払日の欄に支払日の記載がなかった。

#### ② 支出決定書の出納長(出納員)の押印について(指摘事項)

出納長又は出納員は、支出命令の確認及び支出に係るオペレーション後、該当箇所に押印することとなっているが、本部に関する抽出分のうち1件及び明石キャンパスに関する抽出分のうち2件、出納員の押印がなかった。

#### ③ 随意契約における見積書の徴収について(意見)

随意契約においても、見積書を徴することができないとき、又はその必要がないと認めるとき以外は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている(財務

規則第97条)。需用費に関して、上記で抽出した案件のうち、随意契約であるものについて見積書の徴収の状況を確認したところ、以下の案件が見受けられた。

姫路新在家キャンパスに関する抽出分の1つである、平成19年3月に支出した雑誌製本代について1社からのみ見積書を徴収し、取引を行っていた。理由について確認したところ、間違いがなく丁寧な仕上がりであり、信頼性が高いとの評価であったことから、従来の業者からのみ見積書を徴収し、取引を行っていたとのことであった。

また播磨科学公園都市キャンパスに関する抽出分の1つである、平成19年5月に支出した空調機用フィルター購入代について上記の案件と同様に1社からのみ見積書を徴収し、取引を行っていた。理由について確認したところ、特殊な空調であり、見積書を徴収する業者が限られると思われることやメンテナンスを行っている業者なら当該空調機の仕様等を理解している等により、当該空調設備のメンテナンス委託契約を締結している業者からのみ見積書を徴収し、取引を行っていたとのことであった。

いずれも1社からのみ見積書を徴収し、随意契約として取引をしたことに相応の合理性はあるとは思われるが、上記の規定に基づく見積書を徴収することができない、又はその必要がないときに該当する案件とは言えないと思われる。上記の規定に基づき2人以上の者から見積書を徴収して、契約相手先を選定し、客観的に経済合理性がある取引を行うことが望まれる。

## B. 旅費

### (1) 概要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、旅行諸費及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費（以下、Bにおいては「旅費」とする）と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費（以下、Bにおいては「費用弁償」とする）がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（以下、「旅費条例」という）、「職員等の旅費に関する規則」（以下、「旅費規則」という）等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、

旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いに関して、キャンパス（本部及び高度産業科学技術研究所を含む）によっては旅行予定者の申出があった場合に応じることとしているケースがあった。

## (2) 監査手続

旅費について、以下の手続を実施した。

①平成18年度の旅費のうち、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、本部及び高度産業科学技術研究所については支出額上位3件）を抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。

②平成18年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続①については、以下の点を除き、本部及び各キャンパスの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。

また、上記の監査手続②については、該当する案件はなかった。

### ①復命書の提出遅れについて（指摘事項）

復命書とは、職員が上司から調査、会議への出席などを命じられ出張した場合などに、その結果を上司に報告するために用いる文書をいう。これに関しては、職員服務規程第12条第1項で5日以内に復命書を旅行命令権者に提出しなければならないとされている。上記で抽出した案件に関する復命書を閲覧したところ、姫路書写キャンパスに関する抽出分のうち1件及び播磨科学公園都市キャンパスに関する抽出分のうち1件について、提出が5日以内となっていないものが見受けられた。また、明石キャンパスに関する抽出分のうち1件について、提出日に関する記載がなく、5日以内に復命書が提出されているのか確認ができなかった。

## ②旅行命令簿の押印洩れについて（指摘事項）

職員が出張し、又は赴任した場合においては、当該職員に対して旅費を支給するが、旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行命令依頼簿に、当該旅行に関して必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならないとされている（旅費条例第3条及び第4条）。旅費に関して、上記で抽出した案件に関する旅行命令簿を閲覧したところ、姫路新在家キャンパスに関する抽出分のうち1件について、旅行命令者（学部長）及び旅行者の印が押印されていなかった。

## ③旅費の支払方法の改善について（意見）

旅費については、現状では、口座振込だけでなく現金支給も認められている（財務規則第66条）。各キャンパス（本部、高度産業科学技術研究所を含む）において、旅費の支払について支給方法の状況をヒアリングしたところ、基本的には口座振込で行われているが、旅行者の要望によって現金で支給することとしているキャンパスや基本的には現金で支給することとしているキャンパスもある。現金にて支給する場合は、現金の引出し及び職員別に仕分ける作業は各キャンパス等の総務調整担当の負担になる。振込口座の登録作業対応等の観点から現金支給によることでやむを得ない者（学生や外部講師等）を除く職員に関しては、業務の効率性や出納業務に係る安全性の観点からも、早急に旅費の支給について口座振込への切り替えを進めることが望まれる。

## C. 役務費、使用料及び賃借料

## (1) 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費（切手代、電話代等）、保管料、広告料、手数料、火災保険料等が含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

## (2) 実施した監査手続

平成18年度の役務費については本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、高度産業科学技術研究所については支出額上位3件）について、使用料及び賃借料については本庁、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、本庁及び高度産業科学技術研究所については支出金額上位3件）について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過

程の妥当性を含む)を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、請求書等と照合し、内容を検討した。

### (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、以下の点を除き、本庁、本部及び各キャンパス(高度産業科学技術研究所を含む)の役務費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

#### ① 支出負担行為兼支出決定書の決定者の適否について(指摘事項)

役務費、使用料及び賃借料に関して、上記で抽出した案件について支出負担行為兼支出決定書を確認したところ、明石キャンパスに関する抽出分のうち、役務費に関して1件、使用料及び賃借料に関して2件、支出負担行為兼支出決定書の決定者は本来事務部長である必要があるものについて、総務課長となっていた。これらについては、需用費における指摘事項と同様に、明石キャンパスの前身である旧兵庫県立看護大学における「兵庫県立看護大学処務細則」の規定に基づく決定者となっていたとのことであった。

## 8. 人事管理に関する事項

開学当初の平成16年度から18年度にかけ兵庫県立大学「中期計画」が作成されている。これは、平成16年度に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学が統合され、これに伴う開学初期における円滑かつ効果的な大学運営のあり方につき策定されたものであるが、この中に「柔軟で多様な教員人事制度の構築」（15. 第1期中期計画の達成状況並びに課題に関する事項A. 2. IV. 5. 柔軟で多様な教員人事制度の構築 311頁参照）として、取り上げられている。ここでは、これらの項目の内容、進展状況についても触れながら、インセンティブとしての給与等報酬制度、人事評価制度、研修制度について、現状及び課題について整理してみた。

### (1) インセンティブとしての給与等報酬制度について

#### ① 給与について

教員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（以下、「給与実施規程」とする）

上記の「給与条例」第8条において、大学教育職給料表が別表第1として定められており、「給与規則」第4条において、県立の大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手、学生部の長、その他人事委員会が認める職員に適用されることが規定されている。また、「給与条例」第11条、「初任給」において、人事委員会規則で初任給の基準に従い決定される旨が記載されているが、これによれば、大学教育職・大学等の助教及び助手で大学卒の場合213,100円と行政職（行政職・上級で大学卒の場合180,400円）と比べ優遇されているといえる。

#### ② 給料の調整額（大学院調整手当）の本給扱いの要否について（意見）

「給与条例」第14条及び「給与規則」第19条の4の規程に基づき、大学研究科担当職員で一定の条件を充たす者（例えば、大学研究科の教育課程の編成上基礎となる学部の講座、大学院研究科の部門、附置研究所及び学術総合情報研究所センターに配置されている教員のうち、当該大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上する者）については、「給料の調整額の支給要領」により「給料の調整額」が支給される。この金額は、職務の内容及び職務の級により月額9,700円から50,100円までであるが、給料の一部（本給）として扱われることとされている。このため、退職時にはこの調整額を含めた給与をベースに退職金が計算されることとなる。

この調整額は、調整額の名称が示すとおり、大学院においてレベルの高い困難な指導をすることに対し特別に支給されるものであり、本給というよりむしろ特別手当として支



給されるべき性格であると思われる。退職年度前に大学院において上記指導を行っていても退職時にその指導から離れている場合には、本給が調整額だけ減額するため退職金には反映されないが、逆に退職年度のみ当該指導を行っておれば、本給に反映され、従って退職金にも大きく影響するこの制度については、合理性に乏しいものと考える。

### ③教員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関する規程として、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成16年度の改正により、登録補償（職務発明に係る特許権を取得したときは、当該発明をした職員に対し、権利1件につき2万円の補償金が支給される）に関しては2倍に、また実施補償（職務発明に係る特許を受ける権利及び特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明をした職員に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額から当該期間に県が負担した特許料を控除した額に100分の30を乗じて得た金額）に関しては、上限額を撤廃している。

これらの登録補償及び実施補償につき、平成17年度及び18年度の補償額の実績は、姫路書写キャンパスにおいて登録補償が1件、20千円発生しているのみであるが、発明等に係る活動の実績としては、下記の発明届出件数、出願件数にみられる通りである。

(単位：件、千円)

	発明届出件数	特許出願件数	特許関連経費
平成17年度	47件	22件	6,826千円
平成18年度	36	30	7,561

(注) 特許出願件数は、その年度中に出願が完了した件数である

また、知的財産の啓発活動、技術を移転するための活動も平成17年度には、近畿特許流通フェア（大学保有特許のパネル紹介 1回・大阪）、知的財産ポリシー説明会（学内向け知的財産方針の説明会 2回）、平成18年度には新技術説明会（大学保有特許の発明者によるプレゼン 1回・東京）、知的財産セミナー（学内向け知的財産啓発セミナー 2回）が行われている。

現在の登録補償制度、実施補償制度による実績額は僅かではあるが、制度そのものは民間と比較しても遜色のないものになっており、知的財産の啓発活動、技術を移転する活動をより積極的に行うことにより、今後発明等に係る成果が期待できるものと思われる。

## ④兼業について

## a. 兼業に関する規程等について

地方公務員については、「地方公務員法」第38条により、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないこととされている。また、同条2項において、人事委員会は人事委員会規則により、任命権者の許可の基準を定めることができる旨定められている。これを受け、兵庫県においては「大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則」、「大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する取扱要綱」が定められ、県立大学教員が技術移転兼業（大学教員等が技術移転事業者の役員、顧問、評議員を兼ねること）等を行う場合における許可の基準、許可の手続き等が定められている。また、「兼業に関する取扱要綱」に基づき営利企業の役員等の兼業について審査する為、兵庫県立大学に営利企業役員等兼業審査会がおかれている。兼業についての過去2年間のキャンパス別人数は、下表の通りである。

(単位：人)

	神戸学園都市	姫路書写	播磨科学公園都市	神戸	合計
平成17年度	1	1		2	4
平成18年度		2	1	2	5

また、平成19年度上期における営利企業役員への就任状況については、15件（11名）あり、報酬金額は年間0円～3百万円までとかなりの幅がある。

## b. 兼業に関する事務手続の見直しについて（意見）

兼業に関する事務手続としては、以下の手続が必要とされている。

団体からの依頼→学部（研究科）長決裁→本人への通知及び承諾書通知→事務局総務部総務課宛書類送付→事務局総務部総務課より本庁大学課宛書類送付→大学課起案（人事課合議）→決裁後大学課より兵庫県立大学学長宛通知→事務局総務部総務課より各キャンパス通知→各キャンパスより本人へ通知・承諾書通知

この中で教員は技術移転兼業等許可申請書により申請し、半期毎に技術移転兼業等状況報告書を作成しなければならず、また、大学本部では、副学長を含む5名の委員による県立大学営利企業役員等兼業審査会が開催され、兼業の妥当性が判断されている。このように現在の事務手続は、大学の内部だけでは完結せず、事務処理に多大の時間がかかっている。

県立大学であるため県のルールに従わなければならないこと、慎重を期すために本庁の所管部門の決裁をとる趣旨は理解できるが、本庁の決裁が実質的にどの程度の効果があるのか、効果との兼ね合いをも検討し、事務の効率化を図る手段をも考慮すべきものと考え  
る。

また、大学教員による兼務は、発明、特許料と同様収入の面におけるインセンティブとしての効果もあり、優秀な人材の確保、企業との連携を深め外部資金獲得、研究の活性化への道を開くものと考えられることから、大学にとり、有効な制度であると考えられるが、反面、兼業に力を入れ教育がおろそかにされる可能性があること、また企業との癒着による不正（共同研究直接費収入として大学に入るべきものが個人の収入となる）の可能性もあることから、兼業審査会の厳格な運用が必要と思われる。

## (2) 人事評価制度について

### ① 現状の人事評価制度

現在の大学教員の人事評価に係る規程としては、「教授会規程」、「教員選考委員会規程」、「教員選考規程」、「教員選考基準」がある。教授会規程においては、教員の採用及び昇任のための選考については、教員選考委員会に付託し、委員会の議決をもって、教授会の議決とする旨が定められており、教員選考委員会規程では、採用候補者及び昇任候補者の選定に関する事、非常勤講師の採用に関する事、その他教授会から付託される人事に関する事につき審議し、決定することとされている。また、教員選考規程においては、候補者を学内外の公募により求めなければならないこと、教員選考基準に基づき審議し、候補者を選考することが定められており、教員選考基準では審査の基準として、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会又は社会における活動等に基づいて選考が行われなければならないこと、教授、准教授等の資格が定められている。

教員の採用又は昇任については、上記の規程に従い教授会において議決され、これに基づき大学長が教員の採用について、知事と事前に協議し内諾を得た後、教員の採用について人事内申書により内申し、辞令が交付されている。

### ② 教員人事評価制度の導入について（意見）

これらの人事評価制度については、中期計画において、「教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対して、その多様性に配慮した評価方法を整備するとともに、大学全体としての人事評価システムのあり方を検討する」旨記載されていたが、同計画に対する自己点検・評価結果では、「具体的な制度設計に至っておらず、他大学の状況を調査の上、早急に検討を進める必要がある」旨記載されており、この3年間においては目に見える形では進捗していない。

しかしながら、教員の人事評価制度は早急に導入すべきであり、評価方法については例えば担当授業時間数、学生による授業評価、論文の被引用回数、民間等からの研究受注件数など具体的な評価項目をとおして県民にわかりやすいよう設計する必要がある。

また、県立大学規程第7号に自己評価委員会規程が設けられている。この第1条(趣旨)には、兵庫県立大学に、教員研究水準の向上を図り、大学の社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行なうことを目的として自己評価委員会を置くと定めている。

この自己評価委員会の活動は、現状では第1期中期計画達成度の自己評価にとどまっているが、教員の人事評価制度にも自己評価が不可欠であるので、教員の人事評価制度にもかかわりを持つことが必要と思われる。

なお、第2期中期計画(平成19年度から21年度)においても、この課題は取上げられ、評価手法を19年度中に開発することとしている。また、第2期中期計画の進行状況につき現状を聴取したところ、平成19年8月以降、教員評価制度検討会が開催され、事務局作成の試案を基に検討が進められており、この試案では、先行している国立大学法人及び地方独立行政法人化した公立大学での制度を参考に、以下の項目につき検討するとのことであった。

- ①評価の目的、②評価結果の活用方法、③実施の単位、④、評価の主体・体制、⑤評価のサイクル、⑥評価方法、⑦評価手順、⑧評価される領域・指標、⑨公表、⑩その他

また、兵庫県立大学のホームページにおいて、在学する学生の生活環境や学習環境等の現状を把握することにより、今後の就学支援及び学生生活支援等を検討するための基礎資料とするため、平成17年11月から12月にかけて行った無記名式のアンケートの調査結果が公開されている。このうち、授業・学習に関する調査の結果については、授業の理解度について学部学生の20%が「あまり理解できない」と回答している。また、「あまり理解できない」とした理由を調査した結果、その理由の上位3位(複数回答可)は、以下の通りである。

- ①勉強意欲や努力が不足している 約60%
- ②授業内容が難しすぎる 約53%
- ③教授方法に問題がある 約48%

これらの結果から言えることは、自らに原因を求めている割合が最も高いものの、授業の内容、教授方法に問題ありとしている割合もかなり高いものとなっているということである。これらの結果を、直ぐに人事評価につなげるのは、調査の方法、質問の仕方からいっても無理があるが、調査の方法、質問の仕方を工夫することにより、人事評価に際して学生の評価をひとつの評価基準とすることが、意味あることを示しているものと思われる。

このことから、学生による「授業評価アンケート結果」を活用することも検討すべきである。

### (3) 研修制度について

#### ① 教員研修制度の現状

教育公務員は、教育公務員特例法第21条において、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないとされている。

県立大学では、教育職員を計画的に育成する方針、制度を体系的に明文化したものはないが、「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」、「教育職員内地留学に関する内規」を設け、教育職員の研究調査、研究能力等の向上のための制度としている。これらの制度による姫路書写、播磨科学公園都市、明石の各キャンパスにおける在外研究、内地留学の旅費等経費実績は、以下の通りである。

(単位：人、千円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
(在外研究)						
姫路書写	22	4,684	22	4,788	19	4,674
播磨科学公園都市	13	2,684	10	3,066	9	2,942
明 石	3	2,000	3	1,500	2	1,500
(内地留学)						
姫路書写	-	-	-	-	-	-
播磨科学公園都市	-	-	-	-	-	-
明 石	1	433	1	82	1	446

また、第1期中期計画において教職員の研修に関し、掲げられている主要な計画、これらの計画に対し、自己点検・評価における進捗状況、達成度を示すと以下の通りである。

計画番号	中期計画	推進状況	達成度 (注)
Ⅱ3(4)	各部局は、教員研修等の機会を積極的に設けるなど、それぞれの専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講じる。	各教員が教育方法等の改善に努力を続ける一方で、各学部の教育改革委員会で Teaching Tips について議論するなど、全学的に取り組んでいる。	Ⅲ
V3(1)	総合大学として全教職員の連帯意識を高めるため、全学的研修会(学長講話等)や学内意見交換会等を開催する。	新任教員への大学説明会、学長と部局長との懇親会、遠隔会議システムを用いた学長の年頭挨拶、教員研究発表会等、学長・副学長と教員間、各学部教員間等の交流や意見交換を促進している。	Ⅲ
V3(2)	共同研究発表会、学際的シンポジウム等部局横断的に取り組む事業を	県立大学特別教育研究助成金による研究成果を学内で共有し、部局間の	Ⅲ

	充実し、共同研究を促進する環境を整備する。	連携と教育・研究の活性化に資することを目的とした研究発表会を毎年開催しているほか、複数部局が参画するフォーラムの開催、海外研究者との研究交流など、共同研究を積極的に推進している。	
--	-----------------------	---	--

(注) 達成度は、以下の4段階で評価している。

- Ⅳ：計画を上廻って実施している。
- Ⅲ：計画を順調に実施している。
- Ⅱ：計画を十分に実施できていない。
- Ⅰ：計画を実施していない。

また、研修制度ではないが、研究能力の向上に資する制度として、次のものを挙げられている。

計画番号	中期計画	推進状況	達成度
Ⅱ2(11)	研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。	21世紀COEプログラムに選定されている生命理学研究科及び看護研究科においては、同予算を財源としてRA等の採用を行っている。また、(独)日本学術振興会の「特別研究員」に積極的に応募している。	Ⅱ

教員の研修に関し、上記で取り上げた4項目の進捗状況のうち3項目については、達成度がⅢ(計画を順調に実施している)との評価であり、また、今後の課題も特別な問題を指摘しているものはなく、よりよい方向への改善を掲げているといえる。しかしながら、達成度Ⅱ(計画を十分に実施できていない)の項目については、達成度を上げるための今後の課題として以下のものが挙げられている(ただし、この項目については「C. 中期計画とその自己評価に対する意見」の中、⑥で自己点検・評価結果は部局よりバラツキがある旨指摘している333頁参照)。

- ① 競争的外部資金によってリサーチアシスタントを採用する。
- ② リサーチアシスタント制度に対する県予算の充実

#### ②教員研修制度の充実について(意見)

教員の主たる職務である教育と研究のうち、本来の研究と言える独創的な面については画一的な研修にはなじまないと考えられる。このため、研究については、教員が自己啓発することのできる環境作りや、また研究或いは研修の一環として、中長期の在外研究、国内留学を充実させることが必要と考える。

## 9. 公有財産（不動産）の管理に関する事項

## (1) 概要

公有財産とは、地方自治法第238条に規定される財産であり、地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産及びその従物、船舶等の動産及びその従物、地上権や特許権等の権利等である。

また、公有財産は、公用又は公共用に供し又は供することを決定した財産である「行政財産」とそれ以外の「普通財産」に分類され、原則として、行政財産は貸付け、交換及び売却等を行うことができないが、普通財産はこれを行うことができるとされている。

本項では公有財産の管理に関して検討する方針であるが、地方公共団体は、事業計画に対して予算措置がなされると、その予算の執行に重点がおかれ、取得した財産の利用状況について十分に検討されていないといった指摘が一般的になされている。このため、県立大学所管の公有財産の利用状況等について検討した。

なお、県立大学が所管する公有財産の概況は下表の通りである。

## 【行政財産】

(平成19年3月31日現在)

	土地		建物		工作物	樹木他
	面積 ㎡	評価額 百万円	延面積 ㎡	評価額 百万円	評価額 百万円	評価額 百万円
神戸学園都市キャンパス	158,769	12,299	33,256	4,246	541	43
セミナーハウス	723	133	1,079	146	8	-
姫路書写キャンパス	155,161	10,458	51,797	6,573	598	29
播磨科学公園都市キャンパス	98,727	2,615	28,710	5,002	418	20
西播磨学生寮	16,978	441	2,385	272	-	-
姫路新在家キャンパス	57,753	5,585	21,750	3,063	545	8
明石キャンパス	34,581	2,604	15,919	5,250	226	181
兵庫県立大学附属高等学校	71,080	2,243	22,492	3,772	583	-
兵庫県立大学附属中学校	9,800	299	2,613	169	92	7
総計		36,677		28,492	3,011	287

(注) 評価額は、公有財産台帳の価格である。

## 【普通財産】

(平成19年3月31日現在)

	土地		建物		工作物	樹木他
	面積 ㎡	評価額 百万円	延面積 ㎡	評価額 百万円	評価額 百万円	評価額 百万円
美山台教職員住宅	632	77	400	28	0	-
学園教職員住宅	1,250	102	1,299	148	10	-
書写台教職員住宅	2,630	198	1,632	70	2	-
辻井教職員住宅	1,973	170	1,226	70	0	-
テクノ教職員住宅	4,000	129	1,220	96	34	-
新在家教職員住宅	3,000	290	1,135	30	1	0
貴崎教職員住宅	1,293	114	-	-	-	-
総計		1,080		442	48	0

(注) 評価額は、公有財産台帳の価格である。

## (2) 監査手続

- ① 公有財産規則第26条において、所管に属する公有財産の現況調査、すなわち、公有財産の使用状況がその使用目的に適合しているかどうか、公有財産の維持、保存及び運用の状況が適当であるかどうか等の観点から公有財産を調査することが規定されている。そこで、兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校を除くキャンパスに往査して、管理担当者に対する質問、関係書類の閲覧及び視察等の手続を実施し、公有財産が異なる目的で使用されていないか、遊休化したものはないか、修繕維持計画が策定されているかについて検討した。
- ② 公有財産規則第21条において、登記等を要する公有財産の取得が行われた場合には、原則として登記手続をとらなければならない旨、同規則第28条において、登記等に係る事項に変更があった場合、権利の保全のため必要があると認められるときは速やかに所要の登記等の手続をとらなければならない旨が規定されている。そこで、県立大学が所管する土地が適切に登記され、権利保全されているかについて、公有財産台帳と登記簿謄本との照合、管理担当者に対する質問手続により検討した。
- ③ 普通財産については県以外の者に貸付けを行うことができるため、公有財産規則において普通財産の貸付けに関する手続が規定されている。そこで、普通財産の貸付取引の合理性について、担当者に対する質問及び関連書類の閲覧手続により検討した。

なお、合规性に関する検討は「第三 監査意見 1 収納事務に関する事項」で実施している。



## (3) 監査結果

## ① 運動場の有効活用について (意見)

県立大学は3大学が統合された関係もあり、次の5つのキャンパス各々に運動場が設置されている。

これらの運動場面積及び公有財産台帳上の評価金額は次のとおりである。

キャンパス名	面積 (㎡)	評価単価 (円)	評価金額 (百万円)
神戸学園都市キャンパス	32,800	81,200	2,663
姫路書写キャンパス	23,817	67,400	1,605
姫路新在家キャンパス	19,879	96,700	1,922
播磨科学公園都市キャンパス	26,441	20,900	552
明石キャンパス	14,922	75,300	1,123
計	117,859		7,867

これら運動場の利用効率は、見たところ良くないように思われる。県立大学にとり、この5つもの運動場が必要なのか疑問に感じる。

現在、全学共通教育は姫路書写キャンパスで姫路新在家キャンパスと播磨科学公園都市キャンパスの学生も含め実施しており、また、神戸学園都市キャンパスで明石キャンパスの学生も含め実施している。運動場の利用状況及び全学共通教育の実施状況並びにキャンパスの位置関係を考慮すると、姫路新在家キャンパスの学生は姫路書写キャンパスの運動場を利用し、明石キャンパスの学生は神戸学園都市キャンパスの運動場を利用することにより、姫路新在家キャンパス及び明石キャンパスは別途有効活用できる余地があるのではないかと思料する。これら2つの運動場の評価額も30億円と多額であり、地方財政法第8条には県の財産は最も効率的に運用すべきことを定めていることから、県立大学にとって5つの運動場が必要なものか否か真剣に検討することが必要である。

## ② 遊休資産処分等の検討について (意見)

県立大学所管の公有財産に関し、目的外に使用している財産又は遊休化した財産の有無について検討した結果、老築化等を理由として、現在は県立大学の教育又は研究の用途に利用されていない行政財産が下表の通り存在した。

キャンパス名	名称	建築年度
姫路書写キャンパス	旧体育館兼講堂	昭和43
姫路新在家キャンパス	ゆりの木会館 講堂	大正13 大正15

姫路書写キャンパスの「旧体育館兼講堂」については、新体育館が平成11年に供用されて以降、実質的に利用されていない状況にある。当該施設自体の利用方法もしくは跡地の利用方法が決定されていないために整備費予算が措置されず、撤去すらできないものと推察するが、実質的な用途廃止から8年経過しており、仮に跡地の利用方法が決定できなくとも、他用途への転用可能性、老朽化に伴う安全性確保のための管理費用を勘案して、撤去の要否を早急に検討することが望まれる。

姫路新在家キャンパスの「ゆりの木会館」及び「講堂」については、旧制姫路高等学校同窓会及び旧姫路工業大学同窓会等へ貸与しているが、県立大学の教育又は研究の用途に利用されていない状況にある。当該施設は旧制姫路高等学校の本館及び講堂であり、登録有形文化財（建造物）として登録されているが、文化財として維持管理するための予算措置は行われていない。包括外部監査人が同財産の文化財的価値を判断することはできないが、少なくとも、県立大学の財産としての用途を明確にして利用していくのか、もしくは、文化財として維持管理していくのか、その方針を定めて予算措置していくことが望まれる。

### ③長期的な維持修繕計画について（意見）

公有財産の維持修繕計画について質問したところ、修繕の必要が生じた場合、その緊急性に応じて予算措置対応しているのが実態であり、長期的視点にたった維持修繕計画を策定していないとのことであった。

通常、建物等の大規模修繕には多額の費用が必要となるため、予め、修繕の時期、内容及び金額を見積もった長期的な維持修繕計画を策定し、長期的な予算の必要性を把握しておくことが望まれる。

なお、過去2カ年の建物修繕費発生額は下表の通りである。

（単位：千円）

キャンパス名	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市キャンパス	7,979	14,099
姫路書写キャンパス	27,484	27,528
播磨科学公園都市キャンパス	4,736	9,865
姫路新在家キャンパス	5,431	9,235
明石キャンパス	18,060	31,670

（注）兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校は除外している。

### ④登記面積との整合性について

県立大学所管の土地について、公有財産台帳記載面積と登記面積とを照合した結果、県立大学に隣接する他の県立機関が所管する土地が登記上分筆されておらず、一部の土地について不一致が認められたが、実質的には問題はなかった。

## ⑤教職員住宅の使用料の見直しについて（意見）

教職員住宅の入居資格については、「大学教職員住宅管理規則」第3条において、下記の条件を備えなければならない旨が規定されている。

- i 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ii 主として教職員の収入によりその者に係る前号の親族の生計を維持している者であること。
- iii 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

また、住宅の困窮性に関しては、「大学教職員住宅管理要綱」第5項において、下記のうち一つに該当しなければならない旨が定められている。

- i 現在居住している住宅が、居住人員に対し相当狭隘であること。
- ii 現在居住している住宅の家賃が、教職員の収入中相当な割合を占めること。
- iii 現在居住している住宅から勤務先への通勤に相当な時間を要すること。
- iv その他現在居住している住宅事情からみて、住宅に困窮していることが明らかであること。

このように入居資格については住宅の困窮性といった観点から規定されているが、具体的な数値基準は設定されていないため、教職員住宅の有効利用の観点から、入居資格については弾力的な運用がなされているようである。

しかしながら、監査人がインターネット等で教職員住宅近隣の民間家賃を調べた限りにおいては、教職員住宅の使用料は近隣相場より低い水準にあった。また、賃金事情等総合調査（平成16年 中央労働委員会）によれば、民間において住宅手当制度を有する割合は約68%（集計社数289社中、制度有190社）であり、必ずしも高い水準ではなかった。よって、教職員の福利厚生を考慮しても、その所得水準に応じた適正な使用料の負担を検討してはどうかと考える。また、キャンパス周辺の住宅事情や教職員住宅の老築化の程度も考慮し、教職員住宅の売却可能性についても検討することが望まれる。

なお、県立大学の所管する教職員住宅の使用料等は次の通りである。

(平成19年3月31日現在)

住宅名	所在地	建設年度	1戸当たり 延面積 ㎡	入居料月額 円	駐車場 使用料月額 円
美山台住宅	神戸市垂水区 美山台3丁目	S53	66.6	16,100	3,300
学園住宅	神戸市西区 学園西町8丁目	H2	79.6	30,800	3,300
書写台住宅	姫路市書写台 1丁目	S44	68.0	12,400	2,600
辻井住宅	姫路市辻井 8丁目	S53	68.1	14,100	2,600
功/第1住宅	赤穂郡上郡町 光都	H3	72.9	26,000	2,400
功/第2住宅	赤穂郡上郡町 光都	H3	49.1	10,900	2,400
貴崎住宅	明石市貴崎	H5	82.2	31,700	3,300
新在家住宅	姫路市新在家	S40	59.7	11,500	2,600

(注1) 1戸当たり延面積は、建物の延面積を戸数で除して算出している。

(注2) 近隣の民間家賃相場として、例えば次のようなものがあった。

神戸市西区学園西町：築16年、面積78㎡、家賃約9.0万円  
 姫路市辻井：築17年、面積69㎡、家賃約7.5万円  
 明石市貴崎：築17年、面積66㎡、家賃約7.0万円  
 姫路市新在家：築38年、面積52㎡、家賃約4.5万円

## ⑥新在家住宅の有効活用について（意見）

新在家住宅については次のように平成19年10月31日現在では19戸中10戸が空室になっており、中には平成12年4月1日以降空室状態が続いているものもある。建物が老朽化していることも関係していると思われるが、当住宅の有効活用も検討すべきである。

空室番号	空室期間	※空室理由
5	H19. 3. 1～	他で住宅を確保できたため
6	H19. 4. 1～	退職のため
7	H19. 4. 1～	退職のため
9	H19. 10. 19～	他で住宅を確保できたため
11	H14. 4. 1～	退職のため
13	H18. 4. 1～	退職のため
15	H17. 4. 1～	他の空室へ移動のため
16	H12. 4. 1～	死亡のため
17	H17. 3. 1～	他で住宅を確保できたため
19	H19. 5. 29～	他で住宅を確保できたため

## ⑦貴崎住宅の割賦購入契約について（意見）

教職員住宅のうち貴崎住宅の建物については、所有権が兵庫県にないため、借受不動産として整理されている。当該建物借受にかかる契約（平成6年3月31日付「住宅譲渡契約書」）の概要は下表の通りであるが、建物譲渡価額全額の支払義務が県にあり、かつ、その全額を支払後に建物の所有権が県に無償移転される契約となっていることから、実質的には公有財産の取得契約といえる。

当時、他の県立大学及び他府県の看護系大学の新設に伴う教員の確保の困難性等を考慮し、県立看護大学の教員確保及び福利厚生施設の一環として、教職員住宅を設置したものであるが、次の2点について、検討が必要ではないかと考える。

- ・教職員住宅の設置にあたり、借上住宅で対応する場合と公立学校共済組合の貸付により建設した場合を比較・検討した上で、当該共済組合が建設した教職員住宅を割賦支払で譲受けたものであるが、本契約の約定金利は7%（固定）であり、平成6年発行の20年国債表面利率約4～5%の水準と比べて高い金利になっている。何故7%になったのかは判然としないが、現行金利水準と比べても7%は高い水準であるので、繰上償還等を検討する必要があるのではないか。
- ・県が実質的に取得した普通財産の用途や使用収益する場合の使用料に対して契約上の制限が課されることも資産譲渡契約の内容として問題ないか。

## 【契約概要】

取引の相手方（譲渡人）	公立学校共済組合
建物譲渡価額	294,258千円
消費税額	8,828千円
支払期間	20年間。 平成6年9月10日を第1回目の支払日とする 半年賦元利均等払。
利率	7.0%
所有権の移転	譲渡代金等の最終の払込日をもって、建物の所有権を兵庫県に移転する。
その他特約事項	兵庫県が契約に違反した場合、県は譲渡価額の未償還額及びその消費税額並びに譲渡価額の未償還額に係る経過利息を即時に支払う。 建物の管理運営に係る下記条件が合意されている。 ①教職員及びその家族の使用に供すること。 ②使用、収益する場合の使用料の月額は、原則として、次の基準を上回らないこと。 譲渡代金の利息相当額の合計額

譲渡代金の支払期間の月数

- ③県は維持修繕するための費用を負担すること。
- ④県は災害分担金(保険料)を負担すること。

## 10. 知的財産の管理に関する事項

県立大学にかかる特許料関係収入は現時点ではない。しかしながら、限られた予算の中で研究成果を権利化し、実施料収入を得て、次の試験研究予算に充当していくことは比較的重要ではないかと考えられる。そのためには専門的知識が必要であり、知的財産権の創出、管理、活用に当り、県立大学共通の支援体制及び知的財産権に関する諸規程が整備され、適切に運営されているかについて、検討することとし、そのために次の要点について質問等を行った。

- (1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容
- (2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無
- (3) 取得した特許に係る経済計算の内容
- (4) 平成17年度からの特許出願状況等

(注) 知的財産とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条によれば、以下のように定義されている。「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

### (1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容について

兵庫県における知的財産の認定から取得するまでの一連の手続き、発明の対価、権利帰属、処分ルール、実施許諾に係る手続き等に関しては「兵庫県知的財産取扱指針」、「職員の職務発明等に関する規則」及び「同規則の施行について（例規）」に記述されており、県の機関である県立大学においても当然にこれらの規程に基づいて対応している。

これらの規程の範囲内において、大学における実務処理を行う上の規程・要領として「職務発明審査会規程」、「県立大学受託研究取扱要領」、「県立大学共同研究取扱要領」、「知的財産本部規程」及び「知的財産本部運営委員会規程」等が策定されており、「県立大学知的財産ポリシー」のもとに県有知的財産の創出と効果的な活用を図ろうとされている。

「兵庫県知的財産取扱指針」の中のⅡ知的財産の適切な管理 3 知的財産権の適切な審査・管理では、下記のように知的財産の適切な管理を行うための記述がなされている。

- ① 知的財産の権利に関する判断は、各機関に設置された職務発明審査会の審査を基に、各機関の長が行う。

②県立大学の教員以外の職員が行った発明等については、当該発明等の内容に最も適切な所管を定め管理する。また、審査会については、既存の審査会の活用又は必要に応じて設置する。

③職務発明審査会では、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して、審査する。なお、審査項目に「出願の可否」を追加することで、権利化せずに公知の事実と判断することや、出願時期のタイミングを判断することを可能とする。

④審査にあたっては、新規性や有効性など必要な審査項目を厳密に審査するとともに、保有した知的財産権については概ね3年ごとに見直しを行う。

⑤共同研究から生じた知的財産権については、持分割合を発明の貢献度に応じたものとし、維持管理にあたっては、原則として、持分に応じた維持管理費を負担する。ただし、優先実施権の付与によって相手方が独占的便宜を受ける場合は、相手方の全額負担とする。

さらに同指針では知的財産の管理及び活用に係る、より具体的な取扱いが記載されており、この取り扱いによれば、知的財産の取得までの流れ（概略）は、下記のとおりである。

①職員が発明等を行ったときは直ちに、知事あて所属長に発明届を提出する。

②発明届の提出を受けるなど審査の必要が生じたときは、各機関はできるだけ速やかに職務発明審査会を開催する。

③職務発明審査会では以下の基準に従って審査する。

・職務発明の認定の基準

- i) 職員がその勤務に関連してした発明であること
- ii) 発明の内容が、その職員が現に所属している機関の所掌業務の範囲に属するものであること
- iii) 発明をするに至った行為が、当該職員の現在又は過去の職務に属する場合のものであること

・権利の承継の基準

- i) 今後の需要に期待が持てるもの
- ii) 特許権等の有効な運用により終局的に県民に利益が還元できると思われるもの
- iii) 発明の内容に新規性・進歩性があること

・出願の基準

- i) 出願時期が適当と認められること
- ii) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること



iii) 公知の事実とすべきでないこと

・ 審査請求の基準

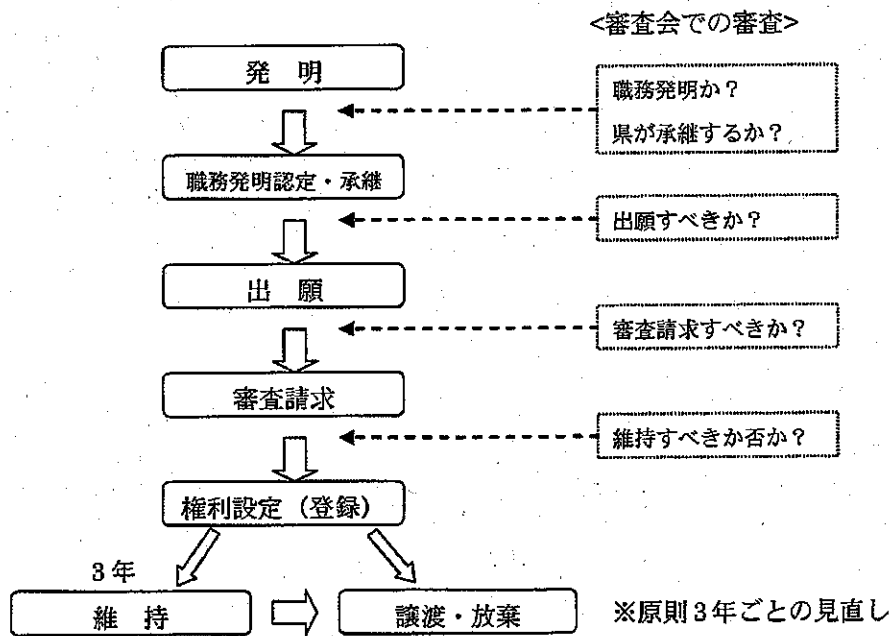
- i) 審査請求時期が適当と認められること
- ii) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること

・ 維持継続の基準

- i) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること

この審査会の手順を簡単に図式化すると下記のとおりである。

【職務発明審査会の流れ(特許の場合)】



このように職務発明審査会で職務発明と認定され、当該発明について県が特許を受ける権利又は特許を承継することが決定されたものは職務発明審査会の受審後に特許出願を行い、権利設定(登録)がなされる。その後の知的財産の権利の維持継続についても実施見込みなどを踏まえて、原則として概ね3年ごとに審査を継続的に行うようになっている(ただし、職務発明審査会で必要と判断した場合は、見直し期間を変更できる)。

また、知的財産権の活用(実施)としては、対象が特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等著作権、回路配置利用権及び品種の登録による権利を対象として、実施権付与期間は相手方の実施意欲に応じ、原則として5年間の優先実施を認め、更新も可能となっている。実施料は販売価格等を基にした算定基準が当該指針に明記されている。

機関帰属化（大学に権利が帰属）した発明の出願中の管理は、「（仮称）機関帰属化した発明案件一覧表」によって管理されており、当該一覧表には案件毎に発明者、発明名称、出願日、審査請求日、登録日、費用実績等が記載されている。

(2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制について（意見）

平成18年度より、県（産業労働部）は、県立試験研究機関における知的財産の創造・活用を促進するため、特許を含む知的財産に関する相談に応じる知的財産アドバイザー制度を設けている（これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものである）。しかしながら、県立大学では、この知的財産アドバイザー制度を利用されていないとのことである。これは、知的財産に関する業務を専門的に行うスタッフのいない県立試験研究機関向けに限って産業労働部が整備した面があり、県立大学の知的財産本部には知的財産コーディネーターが配置されているため、整備対象にはならなかったのではないかとのことであった。ただし、知的財産アドバイザー制度では弁理士による県有知的財産の権利化についてより適格なアドバイスをうけられるのではないかと考えられるため、県立大学もこの制度の対象とすることができないか産業労働部と調整されることが望ましい。

(3) 特許に係る経済計算について（意見）

平成17年度に県立大学の教職員により得られた職務発明等にかかる権利については原則として県に帰属させることが明確化されてからまだ間もないこともあり、特許権として権利化された案件は平成19年9月28日現在で3件のみである（これらからの特許料収入は発生していない）。このように現時点では知的財産の創出と有効活用の促進の十分な成果はあがっていないが、上述のように職務発明の機関帰属が明確化されてから間もないのでやむを得ないものと思われる。

ただし、特許権等の知的財産権を保有するためには、それに係る費用（人件費、試験費、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産毎に対応する費用は一部の費用（特許事務所、特許庁への支払費用及び知的財産の評価委託費）が集計されているだけで、人件費、試験費等は集計されていない。県立大学としての使命、役割からすると、特許権収入の取得・維持のための費用の把握をすることは主目的ではないと考えられるが、他方において、特許権を取得、維持するためにどの程度の資金が投下され、実施料収入や、特許権等の売却により、どの程度回収されたのかを把握しておくことは、知的財産に係る研究活動の経済的側面からの有効性の判断のうえで、有用であるとも考えられる。